

2025-3

別冊

令和6年度事業報告書

資料集

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

一般社団法人 三重県トラック協会

目 次

1. 会員の入退会状況	1
2. 令和6年度 主な実施事業	2
3. 各表彰受賞者一覧	6
4. 令和7年度税制改正／予算に関する要望と結果	8
5. 調査資料	
① 経営分析	1 2
② 賃金実態	2 0
③ 軽油価格調査	2 2
6. 適正化事業実施機関事業報告	2 3
7. その他情報	
① 三重県の自動車保有台数	2 6
② 交通事故統計表	2 7
③ 令和6年度の情報提供	2 8

1. 会員の入退会状況

※本年度の 入会会員名、
退会会員名 については
通常総会議題（本冊）
に記載しています。

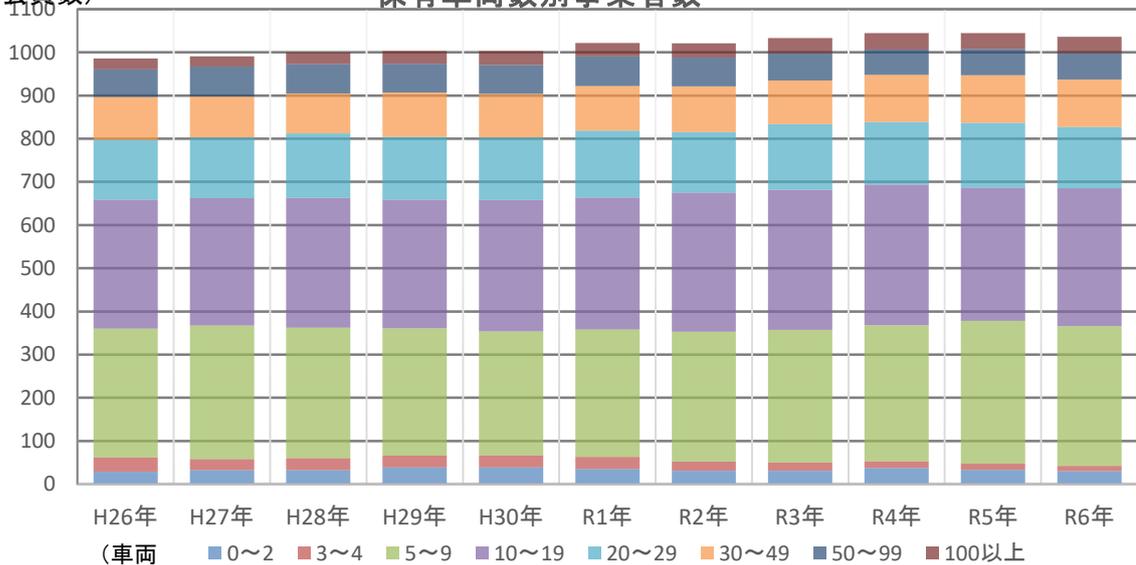
会員事業者数と
保有車両数の推移

支部	期首会員数	入会	退会	支部間移動		期末会員数
				転出	転入	
桑員	102	0	1	1	0	100
北勢	299	2	9	2	1	291
鈴鹿	170	0	6	0	2	166
津	126	4	0	1	0	129
松阪	130	5	1	0	1	135
南勢	69	1	0	0	0	70
伊賀	94	4	5	0	0	93
紀北	23	0	1	1	0	21
南紀	8	0	0	0	0	8
旧営業区域のみ	5	0	1	0	0	4
利用運送事業	19	0	1	0	1	19
合計	1,045	16	25	5	5	1,036

保有車両数	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
0～2	29	32	32	39	39	35	31	31	37	33	30
3～4	33	26	28	27	28	28	21	19	16	14	12
5～9	298	309	302	295	287	295	301	307	315	331	324
10～19	299	295	301	298	304	306	322	325	326	309	319
20～29	138	141	149	145	145	155	140	152	145	150	142
30～49	100	95	93	103	101	103	106	101	109	110	110
50～99	64	69	68	67	67	69	67	63	59	61	62
100以上	25	24	27	29	32	31	33	35	38	37	37
会員総数	986	991	1000	1,003	1,003	1,022	1,021	1,033	1,045	1,043	1,036
車両数	22,203	22,203	22,502	22,935	23,380	23,773	23,833	23,932	23,938	23,968	24,096

(会員数)

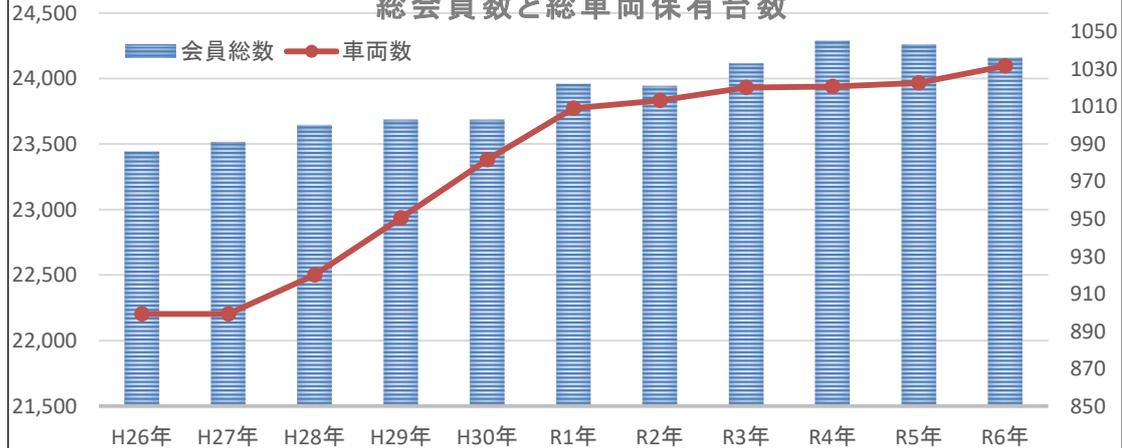
保有車両数別事業者数



(車両数)

総会員数と総車両保有台数

(会員数)



2. 令和6年度 主な実施事業

項目	内 容	
交通安全対策	①適性診断受診 一般2,601名 初任1,820名 適齢 540名 カウンセリング40名 ②運行管理者講習 一般1,400名 基礎451名 ③運輸安全マネジメント講習 2名 ④運転記録証明交付 13,839名	⑤交通安全チャレンジ123参加 4,725名 ⑥EMS機器導入 839台 ⑦安全装置等導入助成 560台 ⑧点呼支援機器等導入女性 51台
啓発事業	①交通安全運動推進 チラン配布 ②正しい運転明るい輸送運動 ③トラック環境美化啓発ステッカー ④交通安全幟の配布 (営業所×幟2枚) ⑤SafetyDrive大判ステッカー+カレンダー ⑥運輸安全マネジメントの取り組み啓発 ⑦年末年始の安全総点検 ⑧交通安全教室開催支援 ⑨新小学1年生への下敷き配布 ⑩テレビ、ラジオによるPR活動 ⑪反射タスキ・靴用反射材(三重県警) ⑫安全宣言表彰グッズ(ボールペン) ⑬yahoo広告 ⑭みえ交通フェスタ(三重運輸支局主催) ⑮啓発用カレー	年4回 春/夏/秋/年末 各期の安全運動 告知情報掲載 ゴミは持ち帰ろうステッカー 交通安全 環境を守ろうノーポイ宣言 安全宣言200days取組ツール 新規事業者へマネジメントボードの配布 総点検表の配布・報告 桑員支部 15,860枚 三重テレビ、FM三重、イオンシネマなど 各5,000個 7,000本 広報事業 イベントにブース出店 2,500個
教育研修 その他 行事	①中部トラック研修センター等の活用 ②トラックドライバーコンテスト ③街頭パトロール等の活動 ④安全プラン2025目標達成セミナー ⑤安全宣言200days ⑥整備管理者研修 協力 ⑦初任運転者特別指導(初任ドライバー研修) ⑧初任運転者指導(eラーニング講習) ⑨特殊車両通行許可制度オンライン申請説明会 ⑩陸運事業者のための安全マネジメント研修	利用者 33名 25名参加 四日市 支部活動協力 高速安協活動協力 16名 四日市 158社 3662名参加 選任前 200名 選任後637名 延べ64名(3回) 津・四日市 利用者 248名 13名 津 49名 四日市
環境対策	①近代化融資(ポスト新長期車購入融資) ②低公害車導入助成 ③ポスト新長期規制適合車導入助成 ④アイドリングストップの為の機器助成 蓄熱マット、毛布7枚 ⑤省エネ走行研修助成 ⑥ISO14001、グリーン経営取得継続助成	818件 ハイブリッド車 0台 155台 蓄冷機、蓄熱・温水機67台 18名 近代化対策事業に記載
啓発	①アイドリングストップ、ノーポイ運動幟 ②アイドリングストップ宣言ステッカー ③クリーンアップ地域活動支援 ④テレビ・ラジオによるPR活動 ⑤環境啓発品カレー	交通安全幟と併用 環境にやさしいトラック輸送 取組ツール 伊賀支部、南紀支部 三重テレビ、FM三重、イオンシネマなど 2,500個
教育 研修 その他	①トラックの日 ②不正軽油使用防止活動 ③環境にやさしいトラック輸送 ④グリーン経営認証取得セミナー	4支部 119名 44社 取り組み宣言 4社 6名

項目	内 容	
近代化 対策	①近代化融資(一般融資) 161件 ②支部研修事業助成 3回 ③運転資金等一部利子補給 265件 ④信用保証料助成 29件	⑤上位免許取得促進助成 239件 ⑥安全衛生法資格取得支援助成 199件 ⑦ISO14001他(取得・継続)助成 12社 ⑧グリーン経営(取得・継続)助成 21社 ⑨働きやすい職場認証制度助成 29社
情報 提供 調査	①広報とらっく 全ト協より 月2回無料配布 ②定期発送による情報提供 毎月1回 ③交付金による各種助成事業の広報	④事業報告書・事業実績報告書 経営分析 ⑤燃料価格調査 4ヶ月毎に報告 ⑥WebKIT情報提供 求荷求車情報ネット
教育 研修 その他	①国交省・標準的な運賃届出の促進 ②社員研修ビジネス講座 ③運行管理者試験対策講座 ④原価計算、標準的な運賃活用セミナー(2日間) ⑤引越事業者優良認定制度説明会 ⑥引越基本講習 ⑦引越管理者講習 ⑧運賃交渉等相談会	会員相談と届出促進について対応 29名 津 8月試験分 66名 3月試験分 61名 基礎編 25名 津 活用編 23名 津 youtube配信 15名 津 24名 津 3名 津

労働対策	①SAS検査・突発性運転不能障害疾患検査 735名	②健康診断受診 8,185名
啓発事業	①ホワイト物流推進運動 ②テレビ、ラジオによるPR活動 ③労働時間短縮に係る荷主啓発 ④標準運賃活用、荷主・会員啓発、 ⑤トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会 ⑥啓発用カレール	全ト協・三ト協HPで掲載 三重テレビ、FM三重、イオンシネマなど 計画出荷・安全な輸送時間を確保・待機時間の削減 標準的な運賃、待機削減・積卸・附帯業務の料金 持続可能なトラック輸送新聞広告 2,500個
教育研修 情報提供	①過労死等防止・健康起因事故防止セミナー ②働きやすい職場認証取得セミナー ③運送事業賃金労働時間データ集 ④働き方改革特設ページ ⑤労働セミナー 物流「2024年問題」解決のため ⑥労働セミナー 赤字経営を防ぐ契約と運賃料金のあり方 ⑦労働セミナー 物流クライシス2024-II ⑧運送業ハローワーク求人説明会 (就職希望者の面接会) ⑨物流見学会 ⑩求人サイトの構築 ⑪2024年問題相談窓口	17名 四日市 8名 四日市 全日本トラック協会HPで公開 127名 津・四日市 講師 森田司 21名 津 講師 森田司 200名 津 49名 会員24社 津・四日市 会員8社 一般参加者 23組70名 全ト協・三ト協HPで掲載 三ト協にて相談窓口を設置
トラック の日 関連	トラックの日 道路清掃 トラックフェスタ2024 in Miemu 来場5,702名	4支部 7箇所 119名 三重県総合博物館 運営:青年部会・女性部会
緊急輸送	①県広域防災拠点(伊賀) 物資入出庫訓練 ②県広域防災拠点(紀南) 物資入出庫訓練 ③県総合防災訓練事前訓練(伊勢志摩) 物資入出庫訓練 ④タンク火災消火用資機材輸送訓練 ⑤津市総合防災訓練 物資輸送訓練 ⑥名阪国道冬季チェーン装着訓練	三重県、伊賀市、名張市 三重県 三重県 中京地区防災センター～出光興産知多 市物資拠点(陸自久居駐屯地) 中部地方整備局、県建設事務所他

	⑦災害物流専門家研修 ⑧県総合防災訓練(中勢) 物資輸送及び入出庫訓練 ⑨松阪管内市町 物資輸送訓練 ⑩能登半島地震緊急物資輸送振返り座談会	県広域防災拠点(中勢) 三重県 三重県、松阪市、明和町、多気町、大台町 三重県、緊急物資輸送従事者
--	--	--

巡回 パトロール	①事業所巡回指導 ②新規巡回・労働時間特別巡回(内数) ③適正化事業街頭パトロール ④適正化調査員活動(トラック物流Gメン)	546社 新規37社 労働時間労基通報3社 不法駐車・所在不明事業者調査 222社
-------------	---	--

啓発事業	①過積載防止荷主啓発チラシ ②テレビ、ラジオ、映画館によるPR活動	過積載防止対策連絡会議参画 三重テレビ、FM三重、イオンシネマ
------	--------------------------------------	------------------------------------

教育研修 その他 行事等	①新規事業者指導 ②個別指導・相談 ③物流セミナー 「能登に学び南海トラフ地震に備える」 ④安全性優良事業所認定 説明会 (Web) ⑤安全性優良事業所 Gマーク認定 ⑥事故防止セミナー(ドライバーの健康起因・過労死を防ぐアプローチ) ⑦安全プラン2025目標達成セミナー ⑧初任運転者特別指導講習(ドライバー研修) ⑨初任運転者指導(eラーニング講習) ⑩トラックドライバーコンテスト ⑪特殊車両通行許可制度オンライン申請説明会 ⑫原価計算、標準的な運賃活用セミナー(2日間) ⑬陸運事業者のための安全マネジメント研修 ⑭働きやすい職場認証セミナー ⑮労働セミナー ⑯グリーン経営取得セミナー ⑰運送業ハローワーク求人説明会(就職希望者のミニ面接会) ⑱物流クライシス2024-Ⅱ(2024年問題解決に向けて) ⑲物流革新2025 ⑳物流DXの動向説明会 ㉑高速道路料金深夜割引説明会 ㉒運賃交渉等相談会	通年相談業務 都度実施 96名 ホテルグリーンパーク津 講師 福和 伸夫 氏 Web21名 申請受付(新規13、更新169) 17名 以下の項目は一部交通安全対策事業に併記 16名 四日市 延べ64名(3回) 津・四日市 利用者 248名 25名 四日市 13名 津 基礎編 25名 津 活用編 23名 津 49名 四日市 9名 四日市 21名 津 12名(2回) 津 49名 会員24社 津・四日市 200名 総合文化センター 274名 総合文化センター 26名 津 66名 津 3名 津
--------------------	---	--

青年部会	青年塾 ①令和6年6月15日 41名 「新たな仲間「外国人運転手」活躍時代が やってくる！特定技能について学ぼう！」	講師 国際支援マネジメント協同組合 代表理事 芥川 聡 様
	②令和6年12月14日 34名 「2024年問題の振り返りと、今後の対策」	講師 (株)NPシステム開発 支店長 可児 勝昭 様
	③令和7年3月15日 34名 「能登半島地震、災害復旧等の取り組みなど」	講師 石川県トラック協会 青年部会 様

女性部会	部会ミーティング 4回	活動打合せ・情報交換・意見交換
	中部ブロック女性協議会代表者会議 1回	中部ブロック研修会等について
	女性部会勉強会 令和6年7月23日 「ドライバーの採用面接の方法や採用基準」 「採用後のトラブル対応」について	講師 総合経営労務センター 代表社員 藤田 直樹 様 (株)エンジョイ 黒川 哲至 様
	女性部会勉強会 令和6年10月3日 「職場のメンタルヘルス対策」	講師 三重県産業保健総合支援センター 田中郁子 様
	全国研修会 令和6年9月13日 「2024年問題解決に向けた トラックGメンの活動状況」	講師 国土交通省中国運輸局 自動車交通部貨物課長 田中幸久 様
	中部ブロック研修会 令和6年11月26日 研修会「避難所運営ゲームHUG」 避難所運営をみんなで考えて疑似体験する	進行 愛知県岡崎市防災課の皆さま

税制金融	①トラック税制の基礎知識	②関係機関への陳情活動
事業者大会	全国トラック運送事業者大会 テーマ「2024年を『物流改革元年』に	開催地 熊本市 記念講演 「名将の言葉-武人の生き様と美学」 歴史学者(東京大学教授) 本郷和人氏
その他	① 第1回試験 8月 3日～9月 6日 ② 第2回試験 2月 15日～3月 16日	受験者数454名 合格者数145名 受験者数357名 合格者数127名
	運行管理者試験対策講座	津と四日市で開催

3. 各表彰受賞者一覧

※社名五十音順 / 敬称略

トラック協会ならびに国土交通省関係の表彰を受賞されました。おめでとうございます。

① 三重県トラック協会運転者表彰規程に基づく表彰

令和6年6月19日

最優秀運転者	池畑運送(株)	渡邊 孝行
	上野輸送(株)	石原 浩
	西濃運輸(株)	生見 秀彦
優秀運転者	秋山運輸(株)	東雲 勝実
	桑栄運輸(株)	松久 辰巳
	日本梱包運輸倉庫(株)	服部 一実
	北勢運送(株)	山中 直樹
	(株)ロジス・ワークス	濱中 貴文
優良運転者	阿倉川運送(株)	若山 義治
	一宮運輸(株)	小川 和繁
	恵守商運(有)	宮村 一彦
	小田忠運輸(株)	吉藤 和彦
	(株)金澤物流サービス	松本 昌巳
	川越運送(株)	伊藤 博
	(株)小林運輸	川手 功一
	三岐通運(株)	山ノ内 義彰
	(株)大信運送	寺本 榮夫
	ディー・エフ運輸(株)	大須賀 裕人
	久居運送(株)	小田 真弘
	福山通運(株)	中村 勲
	(株)宝輪	鈴木 一成
	ホンダ運送(株)	儀賀 健三
	丸加運輸(株)	松田 和也
	(株)水谷運輸倉庫	今村 昌典
	牟婁合同運送(有)	伊藤 正典
	豊運送(株)	北口 茂治
	菱化ロジテック(株)	坂井 克弘
	鈴峰運送(株)	八ヶ代 康智

② 国土交通省関係表彰

(1) 三重運輸支局長表彰

令和6年10月16日

事業役員	久居運送(株)	菅内 章夫
	(株)マルマツ運送	松本 守
	(株)山博運送	山口 英樹
運転者	(株)小林運輸	赤塚 浩

優良事業者(Gマーク)	(株)暁興産 本社営業所	/
	川越運送(株) 本社営業所	
	近物レックス(株) 伊賀支店	
	近物レックス(株) 尾鷲営業所	
	新成運輸(株) 本社営業所	
	トヨタ輸送(株) いなべ営業所	
	棕本運送(有) 本社営業所	
	(株)むつみ運輸 本社営業所	
	菱化ロジテック(株) 中部支店	

(2)中部運輸局長表彰

令和6年10月10日

団体役員	大王運輸(株)	天白 拓治
事業役員	(株)金澤物流サービス	金澤 満彦
	(株)益生小型運送	伊藤 欣靖
運転者	(有)東経運輸	小関 賢一
その他従事者	長野第一物流(株)	池田 秀和

令和6年10月24日

優良事業者(Gマーク)	(株)高伸サービス 本社営業所	/
	中央ガスサービス(株) 東海営業所	
	東電運輸(株) 本社営業所	
	三重執鬼(株) 本社営業所	

(4)自動車関係功労者大臣表彰

令和6年10月23日

事業役員	中日本陸運(株)	川北 正美
運転者	センコー(株)	林 元治
	北進運輸(株)	正 篤志

③ 全日本トラック協会関係表彰

(1)全日本トラック協会規程による表彰

令和7年3月6日

事業役員	伊藤商会(有)	伊藤 学
	(株)スズカキャリアサービス	寺川 正浩
	三栄運輸(株)	山本 貞夫
	(株)プライド物流	八木 昭人
	(株)みやた	宮田 佳典
その他従事者	小田忠運輸(株)	由良 宣彦
	桑栄運輸(株)	清水 稔
運転者	阿倉川運送(株)	稲田 勝
	阿倉川運送(株)	太田 勇
	伊井運輸(株)	戸高 法夫
	伊井運輸(株)	富浜 宗裕
	鈴定運輸(株)	浜口 元史
	(株)田中運輸	三輪 保弘
	長野第一物流(株)	本田 善三郎
三重高速運輸(株)	辻本 繁信	
団体職員	(一社)三重県トラック協会	紀藤 智憲

(2)正しい運転明るい輸送運動表彰

令和7年3月6日

個人	(株)青山商店荷役	/
	(株)ヤマト	
事業所	久居運送(株)	

(3)優秀運転者顕章

令和6年12月5日

金十字章	7社	9名
銀十字章	16社	58名

4. 令和7年度 税制改正/予算に関する要望と結果

要望事項	令和7年度税制改正大綱の内容
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減等	
(1)自動車関係諸税の簡素化・軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で「いわゆる「ガソリンの暫定税率」は廃止する。具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」ことが合意された旨、大綱に記載された。 ・<u>自動車関係諸税の見直し</u>については、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない(中略)自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、用途の明確化を図るとともに、受益とモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえるとの考えを踏まえつつ、<u>公平・中立・簡素な課税のあり方</u>について、中長期的な視点から、<u>車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う</u>」とされた。 ・<u>車体課税</u>については、「取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、<u>令和8年度税制改正において結論を得る</u>」とされた。また、<u>利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み</u>について、「用途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、<u>令和8年度税制改正において結論を得る</u>」とされた。
(2)自動車関係税における営自格差の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税における営自格差の見直しは、言及されなかった。
(3)自動車重量税道路特定財源化	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車重量税の道路特定財源化は、言及されなかった。
2. 中小企業投資促進税制の特例措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・適用期限が2年延長された。
3. 特例措置の延長	
(1)自動車税環境性能割のASV(先進安全自動車)の特例措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者検知機能付き衝突被害軽減制御装置を搭載した車両総重量3.5t超のトラック(新車)等の取得に係る自動車税(環境性能割)の特例措置を2年延長するとされた。

<p>(2) 中小企業・協同組合等の法人税率の特例措置の延長</p>	<p>・所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%(現行:15%)に引き上げる見直しを行った上で、適用期限が2年延長された。</p>
<p>(3) 中小企業経営強化税制の特例措置の延長</p>	<p>・適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。</p>
<p>(4) 中小企業防災・減災投資促進税制の特例措置の延長 (特定事業継続力強化設備の特別償却制度)</p>	<p>・適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。</p>
<p>4. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用</p>	<p>・固定資産税の軽減措置の適用については、言及されなかった。</p>

◇令和7年度トラック関係施策に関する要望と令和6年度補正予算・令和7年度予算の内容

要望事項	予算の内容
<p>●道路関係要望事項</p> <p>1. 高速道路料金 徴収期限の延長 を踏まえた利便 性向上策の推進</p> <p>2. 高速道路料金等 引下げ</p> <p>3. 物流基盤の整備</p> <p>4. 特殊車両通行許可 に係る諸課税の 改善</p> <p>5. その他諸施策の 推進</p>	<p>○令和6年度補正予算については、令和6年12月17日に成立。</p> <p>① 物流の革新や持続的成長に向けた中長期的計画を踏まえた取組の推進 (387 億円)</p> <p>② 自動車運送事業の各種申請手続オンライン化に伴う申請手続の最適化・効率 化のための調査(2.19 億円)</p> <p>③ 持続可能な物流を支える物流効率化実証事業(23 億円)〈経産省事業〉</p> <p>④ 物流革新に向けた取組の推進のうち持続可能な食品等流通緊急対策事業 (30 億円)〈農水省事業〉</p> <p>⑤ 運輸業、海運業等における人材確保・育成等(12.7 億円)</p> <p>⑥ 生産性向上や民間投資の誘発等に資する港湾機能の強化(143 億円)</p> <p>⑦ 商用車等の電動化促進事業(400 億円)〈環境省・経産省連携事業〉</p> <p>⑧ サステナブル倉庫モデル促進事業(48 億円の内数)〈環境省連携事業〉</p> <p>⑨ 高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長(78 億円)</p> <p>⑩ 災害時における物流・人流の確保(2,494 億円) ・迅速な復旧・復興のための高規格道路の未整備区間の整備や4車線化等の 推進、道路等の防災・減災対策の推進 等</p>
<p>●予算・施策関係要望</p> <p>1. 物流革新に向けた 政策パッケージへ の対応にかかる 支援</p> <p>2. 燃料価格高騰へ の支援</p> <p>3. 環境・交通安全 対策に係る支援</p> <p>4. 施策要望</p>	<p>⑪ 通学路等の交通安全対策の推進(202 億円) ・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進 等</p> <p>⑫ 効率的な物流ネットワークの早期整備・活用(621 億円) ・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネット ワーク構築等の推進、ダブル連結トラックによる省人化、SA・PA 駐車マス不足 の解消 等</p> <p>⑬ 地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備(1,974 億円) ・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマート IC の活用 等</p> <p>⑭ 重点支援交付金の追加(1 兆円) ・推奨事業メニュー(6,000 億円)</p>
	<p>○令和7年度予算案については、令和7年3月31日に成立した。</p> <p>(トラック運送事業関係)</p> <p>① 物流の革新や持続的成長に向けた中長期的計画を踏まえた取組の推進 (163 億円)</p> <p>② 人手不足解消に向けた自動運転トラックによる幹線輸送実証事業(0.08 億円)</p> <p>③ 自動車運送業における外国人材の適正な受入環境の確保(0.47 億円)</p> <p>④ 自動車運送事業の安全対策事業(3.54 億円)</p> <p>⑤ 運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業(14.15 億円) 〈環境省・農水省連携事業〉</p> <p>⑥ 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 (33.02 億円) 〈環境省・経産省連携事業〉</p> <p>⑦ トラック輸送における更なる省エネルギー化に向けた推進事業/新技術活用に よるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業 (62 億円の内数)〈経産省事業〉</p> <p>⑧ 物流の革新に向けた取組の推進〈農水省事業〉 ・持続可能な食品等流通対策事業(1.2 億円) ・食品流通拠点整備の推進(120 億円の内数)</p>

(道路関係)

- ① 災害時における物流・人流の確保 (4,103 億円)
 - ・迅速な復旧・復興のための高規格道路の未整備区間の整備や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進 等
- ② 通学路等の交通安全対策の推進 (2,501 億円)
 - ・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進 等
- ③ 効率的な物流ネットワークの早期整備・活用(3,676 億円)
 - ・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、ダブル連結トラックによる省人化、SA・PA駐車マス不足の解消等
- ④ 地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備(3,732 億円)
 - ・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用等

(厚生労働省関係)

- ① 業務改善助成金 (15 億円)
- ② 人材開発支援助成金(訓練関係) (545 億円の内数)
- ③ 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(30 億円)
- ④ 働き方改革推進支援助成金(92 億円)
- ⑤ 両立支援等助成金(育児休業等支援コース他) (358 億円)
- ⑥ 両立支援等助成金(不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース) (0.84 億円)
- ⑦民間企業における女性活躍促進事業(2.4 億円)

5. 調査資料

①令和6年度 経営分析

令和5年度決算版 営業収益・営業利益率・経常利益率の推移

区 分	営業収益(1者平均 千円) 上段()内は前年度増減(%)			営業損益率(%)			経常損益率(%)			
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	
全 体	(4.8) 243,207	(4.4) 253,830	(4.0) 264,007	▲0.9	0.0	0.6	0.6	1.8	2.2	
車 両 規 模 別	10台以下	(1.7) 61,045	(1.7) 62,093	(3.2) 64,081	▲3.9	▲3.6	▲2.9	▲1.6	▲1.0	▲0.7
	11~20台	(3.1) 158,394	(0.8) 159,659	(3.2) 164,840	▲1.9	▲1.2	▲0.6	▲0.3	0.6	1.0
	21~50台	(8.3) 352,575	(▲0.6) 350,416	(2.7) 360,009	▲0.7	0.0	0.4	0.7	2.0	2.4
	51~100台	(1.2) 676,970	(2.8) 695,837	(2.5) 713,398	0.0	1.2	1.8	1.6	2.6	3.2
	101台以上	(11.7) 1,576,447	(▲0.0) 1,576,169	(3.9) 1,638,074	0.8	2.1	2.3	1.9	3.2	3.4
地 域 別	北海道	(7.8) 202,251	(7.0) 216,350	(2.2) 221,024	▲1.1	0.5	0.6	0.4	1.8	1.9
	東 北	(6.7) 306,874	(5.8) 324,797	(3.0) 334,616	▲1.1	▲0.9	▲0.2	0.2	1.3	2.0
	北陸信越	(8.7) 333,945	(4.3) 348,272	(2.4) 356,785	▲0.4	▲0.1	0.2	1.3	1.6	1.8
	関 東	(▲0.4) 199,760	(13.8) 227,385	(9.1) 247,966	▲1.1	0.5	1.0	0.4	2.1	2.3
	中 部	(3.0) 295,821	(15.1) 340,463	(2.5) 349,112	▲0.4	1.3	1.6	1.1	2.8	3.1
	近 畿	(▲8.3) 194,125	(▲6.4) 181,650	(3.3) 187,597	▲1.3	▲1.2	0.3	▲0.1	0.8	2.3
	中 国	(10.2) 246,323	(▲11.0) 219,227	(4.0) 228,043	▲1.1	▲0.2	0.4	0.4	2.0	2.5
	四 国	(7.5) 207,879	(▲8.7) 189,881	(3.0) 195,632	▲1.6	▲0.9	0.0	0.0	1.7	2.6
九 州	(23.7) 290,327	(2.4) 297,401	(2.3) 304,351	▲0.6	▲0.3	0.0	1.2	1.5	1.8	

(注) 1. 営業収益の()内は前年度比伸び率、単位%

2. 沖縄県は九州に含める

令和5年度決算版 一般貨物運送事業損益明細表（全体）

[1者平均額(千円)・構成比(%)]

	全体					
	3年度		4年度		5年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業収益	243,207	100.0	253,830	100.0	264,007	100.0
運送収入	240,756	99.0	251,304	99.0	261,393	99.0
貨物運賃	231,426	95.2	239,093	94.2	248,666	94.2
その他	9,330	3.8	12,211	4.8	12,727	4.8
運送雑収	2,451	1.0	2,526	1.0	2,614	1.0
営業費用	245,438	100.9	253,741	100.0	262,541	99.4
運送費	210,788	86.7	215,577	84.9	223,876	84.8
人件費	90,778	37.3	94,850	37.4	99,504	37.7
燃料油脂費	33,323	13.7	37,308	14.7	39,270	14.9
ガソリン代	1,370	0.6	1,391	0.5	1,465	0.6
軽油費	31,370	12.9	35,307	13.9	37,168	14.1
その他	583	0.2	610	0.2	637	0.2
修繕費	13,943	5.7	14,731	5.8	15,459	5.9
事業用自動車	13,346	5.5	14,063	5.5	14,775	5.6
その他	597	0.2	668	0.3	685	0.3
減価償却費	13,735	5.6	13,730	5.4	14,396	5.5
事業用自動車	12,861	5.3	12,688	5.0	13,319	5.0
その他	874	0.4	1,042	0.4	1,077	0.4
保険料	4,600	1.9	4,531	1.8	4,715	1.8
施設使用料	2,682	1.1	3,135	1.2	3,276	1.2
自動車リース料	4,169	1.7	4,553	1.8	4,822	1.8
施設賦課税	1,365	0.6	1,358	0.5	1,388	0.5
事故賠償費	264	0.1	290	0.1	295	0.1
道路使用料	8,929	3.7	9,352	3.7	9,882	3.7
フェリーボート利用料	898	0.4	1,134	0.4	1,216	0.5
その他	36,102	14.8	30,605	12.1	29,652	11.2
傭車費等	13,653	5.6	13,041	5.1	12,895	4.9
一般管理費	34,650	14.2	38,164	15.0	38,665	14.6
人件費	20,065	8.3	21,818	8.6	22,693	8.6
その他	14,585	6.0	16,346	6.4	15,973	6.1
営業損益	-2,231	-0.9	89	0.0	1,466	0.6
営業外収益	5,354	2.2	6,194	2.4	6,216	2.4
金融収益	290	0.1	323	0.1	411	0.2
営業外費用	1,604	0.7	1,673	0.7	1,746	0.7
金融費用	1,082	0.4	1,044	0.4	1,072	0.4
経常損益	1,519	0.6	4,610	1.8	5,936	2.2
集計事業者数（者）	2,826	100%	2,532	100%	2,451	100%
営業利益計上（者）	1,111	39%	1,076	42%	1,256	51%
経常利益計上（者）	1,519	54%	1,432	57%	1,496	61%

注) 構成比は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までを表示しているため、合計値が費目の明細の合計と一致しないことがある。

令和5年度決算版 一般貨物運送事業損益明細表（10台以下）

[1 者平均額(千円)・構成比 (%)]

	10台以下					
	3年度		4年度		5年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業収益	61,045	100.0	62,093	100.0	64,081	100.0
運送収入	60,476	99.1	61,601	99.2	63,577	99.2
貨物運賃	59,000	0.0	59,014	95.0	60,911	95.1
その他	1,476	2.4	2,587	4.2	2,666	4.2
運送雑収	569	0.9	492	0.8	504	0.8
営業費用	63,403	103.9	64,347	103.6	65,955	102.9
運送費	49,646	81.3	49,632	79.9	51,054	79.7
人件費	21,946	36.0	22,012	35.5	22,696	35.4
燃料油脂費	8,575	14.0	9,146	14.7	9,472	14.8
ガソリン代	403	0.7	425	0.7	441	0.7
軽油費	8,080	13.2	8,615	13.9	8,923	13.9
その他	92	0.2	106	0.2	108	0.2
修繕費	4,191	6.9	4,357	7.0	4,542	7.1
事業用自動車	4,037	6.6	4,209	6.8	4,388	6.8
その他	154	0.3	148	0.2	154	0.2
減価償却費	3,572	5.9	3,212	5.2	3,356	5.2
事業用自動車	3,298	5.4	2,907	4.7	3,043	4.7
その他	274	0.4	305	0.5	313	0.5
保険料	1,628	2.7	1,570	2.5	1,609	2.5
施設使用料	805	1.3	772	1.2	809	1.3
自動車リース料	912	1.5	1,033	1.7	1,073	1.7
施設賦課税	366	0.6	417	0.7	423	0.7
事故賠償費	44	0.1	36	0.1	37	0.1
道路使用料	1,475	2.4	1,532	2.5	1,592	2.5
フェリーボート利用料	150	0.2	66	0.1	67	0.1
その他	5,982	9.8	5,479	8.8	5,378	8.4
傭車費等	1,762	2.9	1,399	2.3	1,341	2.1
一般管理費	13,757	22.5	14,715	23.7	14,901	23.3
人件費	8,105	13.3	8,541	13.8	8,978	14.0
その他	5,652	9.3	6,174	9.9	5,923	9.2
営業損益	-2,358	-3.9	-2,254	-3.6	-1,874	-2.9
営業外収益	1,939	3.2	2,188	3.5	2,064	3.2
金融収益	109	0.2	96	0.2	97	0.2
営業外費用	576	0.9	580	0.9	612	1.0
金融費用	372	0.6	311	0.5	315	0.5
経常損益	-995	-1.6	-646	-1.0	-422	-0.7
集計事業者数（者）	884	100%	883	100%	799	100%
営業利益計上（者）	313	35%	322	36%	384	48%
経常利益計上（者）	415	54%	431	49%	432	54%

注) 構成比は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までを表示しているため、合計値が費目の明細の合計と一致しないことがある。

令和5年度決算版 一般貨物運送事業損益明細表（11～20台）

[1者平均額(千円)・構成比 (%)]

	11～20台					
	3年度		4年度		5年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業収益	158,394	100.0	159,659	100.0	164,840	100.0
運送収入	156,922	99.1	158,946	99.6	164,113	99.6
貨物運賃	151,459	95.6	152,626	95.6	157,628	95.6
その他	5,463	3.4	6,320	4.0	6,485	3.9
運送雑収	1,472	0.9	713	0.4	727	0.4
営業費用	161,448	101.9	161,538	101.2	165,789	100.6
運送費	134,730	85.1	132,721	83.1	136,699	82.9
人件費	58,311	36.8	58,471	36.6	60,149	36.5
燃料油脂費	21,914	13.8	23,667	14.8	24,741	15.0
ガソリン代	1,041	0.7	1,384	0.9	1,418	0.9
軽油費	20,482	12.9	21,907	13.7	22,935	13.9
その他	391	0.2	376	0.2	388	0.2
修繕費	9,508	6.0	9,913	6.2	10,488	6.4
事業用自動車	9,232	5.8	9,544	6.0	10,108	6.1
その他	276	0.2	369	0.2	380	0.2
減価償却費	9,106	5.7	8,724	5.5	9,206	5.6
事業用自動車	8,683	5.5	8,086	5.1	8,558	5.2
その他	423	0.3	638	0.4	648	0.4
保険料	3,528	2.2	3,511	2.2	3,637	2.2
施設使用料	1,802	1.1	1,877	1.2	1,953	1.2
自動車リース料	1,972	1.2	1,985	1.2	2,106	1.3
施設賦課税	941	0.6	913	0.6	916	0.6
事故賠償費	147	0.1	97	0.1	100	0.1
道路使用料	5,537	3.5	5,989	3.8	6,220	3.8
フェリーボート利用料	679	0.4	638	0.4	662	0.4
その他	21,285	13.4	16,936	10.6	16,521	10.0
傭車費等	6,898	4.4	5,618	3.5	5,618	3.4
一般管理費	26,718	16.9	28,817	18.0	29,090	17.6
人件費	15,704	9.9	16,501	10.3	17,347	10.5
その他	11,014	7.0	12,316	7.7	11,743	7.1
営業損益	-3,054	-1.9	-1,879	-1.2	-949	-0.6
営業外収益	3,583	2.3	3,937	2.5	3,865	2.3
金融収益	171	0.1	172	0.1	182	0.1
営業外費用	1,031	0.7	1,113	0.7	1,241	0.8
金融費用	764	0.5	787	0.5	799	0.5
経常損益	-502	-0.3	945	0.6	1,675	1.0
集計事業者数（者）	890	100%	717	100%	762	100%
営業利益計上（者）	333	37%	285	40%	386	51%
経常利益計上（者）	450	51%	388	54%	439	58%

注) 構成比は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までを表示しているため、合計値が費目の明細の合計と一致しないことがある。

令和5年度決算版 一般貨物運送事業損益明細表（21～50台）

[1者平均額(千円)・構成比(%)]

	21～50台					
	3年度		4年度		5年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業収益	352,575	100.0	350,416	100.0	360,009	100.0
運送収入	349,133	99.0	346,920	99.0	356,416	99.0
貨物運賃	335,997	95.3	333,201	95.1	342,101	95.0
その他	13,136	3.7	13,719	3.9	14,315	4.0
運送雑収	3,442	1.0	3,496	1.0	3,593	1.0
営業費用	355,163	100.7	350,542	100.0	358,417	99.6
運送費	306,589	87.0	296,645	84.7	304,377	84.5
人件費	128,209	36.4	131,430	37.5	135,180	37.5
燃料油脂費	47,610	13.5	51,010	14.6	53,284	14.8
ガソリン代	1,649	0.5	1,880	0.5	1,961	0.5
軽油費	45,003	12.8	48,348	13.8	50,531	14.0
その他	958	0.3	782	0.2	792	0.2
修繕費	19,381	5.5	20,108	5.7	20,631	5.7
事業用自動車	18,521	5.3	19,208	5.5	19,713	5.5
その他	860	0.2	900	0.3	918	0.3
減価償却費	19,619	5.6	19,916	5.7	20,559	5.7
事業用自動車	18,355	5.2	18,560	5.3	19,168	5.3
その他	1,264	0.4	1,356	0.4	1,391	0.4
保険料	6,606	1.9	6,394	1.8	6,581	1.8
施設使用料	3,674	1.0	3,779	1.1	3,955	1.1
自動車リース料	5,961	1.7	6,063	1.7	6,384	1.8
施設賦課税	1,921	0.5	1,916	0.5	1,953	0.5
事故賠償費	399	0.1	506	0.1	512	0.1
道路使用料	13,300	3.8	12,966	3.7	13,508	3.8
フェリーボート利用料	1,503	0.4	1,809	0.5	1,899	0.5
その他	58,406	16.6	40,748	11.6	39,931	11.1
傭車費等	22,242	6.3	15,153	4.3	14,573	4.0
一般管理費	48,574	13.8	53,897	15.4	54,040	15.0
人件費	27,614	7.8	29,681	8.5	30,282	8.4
その他	20,960	5.9	24,216	6.9	23,758	6.6
営業損益	-2,588	-0.7	-126	0.0	1,592	0.4
営業外収益	7,479	2.1	9,236	2.6	9,320	2.6
金融収益	344	0.1	479	0.1	492	0.1
営業外費用	2,282	0.6	2,084	0.6	2,100	0.6
金融費用	1,524	0.4	1,421	0.4	1,462	0.4
経常損益	2,609	0.7	7,026	2.0	8,812	2.4
集計事業者数（者）	819	100%	665	100%	636	100%
営業利益計上（者）	341	42%	310	47%	322	51%
経常利益計上（者）	484	59%	414	62%	418	66%

注) 構成比は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までを表示しているため、合計値が費目の明細の合計と一致しないことがある。

令和5年度決算版一般貨物運送事業損益明細表（51～100台）

[1者平均額(千円)・構成比(%)]

	51～100台					
	3年度		4年度		5年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業収益	676,970	100.0	695,837	100.0	713,398	100.0
運送収入	670,680	99.1	688,531	99.0	705,801	98.9
貨物運賃	644,320	0.0	642,522	92.3	657,653	92.2
その他	26,360	3.9	46,009	6.6	48,148	6.7
運送雑収	6,290	0.9	7,306	1.0	7,597	1.1
営業費用	677,177	100.0	687,812	98.8	700,801	98.2
運送費	592,892	87.6	603,984	86.8	617,002	86.5
人件費	260,796	38.5	265,461	38.1	273,159	38.3
燃料油脂費	93,076	13.7	102,667	14.8	106,298	14.9
ガソリン代	2,152	0.3	2,641	0.4	2,738	0.4
軽油費	89,613	13.2	98,815	14.2	102,323	14.3
その他	1,311	0.2	1,211	0.2	1,237	0.2
修繕費	38,241	5.6	39,464	5.7	41,094	5.8
事業用自動車	36,632	5.4	36,938	5.3	38,509	5.4
その他	1,609	0.2	2,526	0.4	2,585	0.4
減価償却費	39,058	5.8	37,729	5.4	39,063	5.5
事業用自動車	37,308	5.5	34,866	5.0	36,092	5.1
その他	1,750	0.3	2,863	0.4	2,971	0.4
保険料	11,165	1.6	10,204	1.5	10,553	1.5
施設使用料	6,489	1.0	10,578	1.5	10,846	1.5
自動車リース料	11,713	1.7	13,475	1.9	14,232	2.0
施設賦課税	4,318	0.6	3,448	0.5	3,501	0.5
事故賠償費	804	0.1	832	0.1	847	0.1
道路使用料	26,217	3.9	26,556	3.8	27,893	3.9
フェリーボート利用料	2,232	0.3	1,536	0.2	1,562	0.2
その他	98,783	14.6	92,034	13.2	87,954	12.3
傭車費等	45,232	6.7	42,998	6.2	41,314	5.8
一般管理費	84,285	12.5	83,828	12.0	83,799	11.7
人件費	48,781	7.2	50,014	7.2	51,138	7.2
その他	35,504	5.2	33,814	4.9	32,661	4.6
営業損益	-207	0.0	8,025	1.2	12,597	1.8
営業外収益	15,118	2.2	15,068	2.2	15,313	2.1
金融収益	853	0.1	1,176	0.2	1,208	0.2
営業外費用	4,347	0.6	4,724	0.7	4,780	0.7
金融費用	2,835	0.4	2,746	0.4	2,763	0.4
経常損益	10,564	1.6	18,369	2.6	23,130	3.2
集計事業者数（者）	182	100%	205	100%	189	100%
営業利益計上（者）	87	48%	117	57%	119	63%
経常利益計上（者）	127	70%	149	73%	153	81%

注) 構成比は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までを表示しているため、合計値が費目の明細の合計と一致しないことがある。

令和5年度決算版 一般貨物運送事業損益明細表（101台以上）

[1者平均額(千円)・構成比(%)]

	101台以上					
	3年度		4年度		5年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業収益	1,576,447	100.0	1,576,169	100.0	1,638,074	100.0
運送収入	1,553,921	98.6	1,549,894	98.3	1,611,473	98.4
貨物運賃	1,462,898	92.8	1,460,425	92.7	1,520,434	92.8
その他	91,023	5.8	89,469	5.7	91,039	5.6
運送雑収	22,526	1.4	26,275	1.7	26,601	1.6
営業費用	1,563,656	99.2	1,543,843	97.9	1,600,849	97.7
運送費	1,429,184	90.7	1,383,337	87.8	1,439,489	87.9
人件費	642,617	40.8	596,432	37.8	650,991	39.7
燃料油脂費	218,669	13.9	233,034	14.8	243,876	14.9
ガソリン代	16,579	1.1	5,866	0.4	6,056	0.4
軽油費	198,276	12.6	220,542	14.0	231,035	14.1
その他	3,814	0.2	6,626	0.4	6,785	0.4
修繕費	86,347	5.5	78,752	5.0	82,802	5.1
事業用自動車	80,300	5.1	75,857	4.8	79,837	4.9
その他	6,047	0.4	2,895	0.2	2,965	0.2
減価償却費	85,836	5.4	75,728	4.8	78,936	4.8
事業用自動車	76,064	4.8	68,888	4.4	72,014	4.4
その他	9,772	0.6	6,840	0.4	6,922	0.4
保険料	19,145	1.2	19,753	1.3	20,313	1.2
施設使用料	21,063	1.3	19,817	1.3	20,452	1.2
自動車リース料	43,270	2.7	38,696	2.5	40,117	2.4
施設賦課税	6,644	0.4	7,002	0.4	7,120	0.4
事故賠償費	2,029	0.1	2,007	0.1	2,022	0.1
道路使用料	65,458	4.2	63,986	4.1	66,851	4.1
フェリーボート利用料	3,201	0.2	13,501	0.9	14,139	0.9
その他	234,905	14.9	234,629	14.9	211,870	12.9
傭車費等	87,043	5.5	142,962	9.1	141,161	8.6
一般管理費	134,472	8.5	160,506	10.2	161,360	9.9
人件費	79,759	5.1	94,856	6.0	96,976	5.9
その他	54,713	3.5	65,650	4.2	64,384	3.9
営業損益	12,791	0.8	32,326	2.1	37,225	2.3
営業外収益	26,511	1.7	27,363	1.7	28,008	1.7
金融収益	2,615	0.2	820	0.1	3,836	0.2
営業外費用	8,742	0.6	9,204	0.6	9,327	0.6
金融費用	5,557	0.4	4,778	0.3	4,840	0.3
経常損益	30,560	1.9	50,485	3.2	55,906	3.4
集計事業者数（者）	51	100%	62	100%	65	100%
営業利益計上（者）	37	73%	42	68%	45	69%
経常利益計上（者）	43	84%	50	81%	54	83%

注) 構成比は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までを表示しているため、合計値が費目の明細の合計と一致しないことがある。

令和5年度決算版 一般貨物運送事業損益明細表（中部）

[1 者平均額(千円)・構成比 (%)]

	中 部					
	3 年度		4 年度		5 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業収益	295,821	100.0	340,463	100.0	349,112	100.0
運送収入	291,405	98.5	336,426	98.8	344,932	98.8
貨物運賃	279,773	0.0	323,318	95.0	331,246	94.9
その他	11,632	3.9	13,108	3.9	13,686	3.9
運送雑収	4,416	1.5	4,037	1.2	4,180	1.2
営業費用	296,918	100.4	336,152	98.7	343,540	98.4
運送費	254,606	86.1	285,660	83.9	292,163	83.7
人件費	112,567	38.1	124,074	36.4	127,268	36.5
燃料油脂費	34,164	11.5	45,104	13.2	47,108	13.5
ガソリン代	718	0.2	1,608	0.5	1,667	0.5
軽油費	32,923	11.1	43,064	12.6	44,998	12.9
その他	523	0.2	432	0.1	443	0.1
修繕費	15,860	5.4	18,392	5.4	19,452	5.6
事業用自動車	14,877	5.0	17,081	5.0	18,118	5.2
その他	983	0.3	1,311	0.4	1,334	0.4
減価償却費	15,076	5.1	16,214	4.8	17,039	4.9
事業用自動車	13,640	4.6	14,785	4.3	15,593	4.5
その他	1,436	0.5	1,429	0.4	1,446	0.4
保険料	5,497	1.9	5,723	1.7	5,924	1.7
施設使用料	3,925	1.3	3,808	1.1	3,935	1.1
自動車リース料	4,488	1.5	5,828	1.7	6,169	1.8
施設賦課税	1,801	0.6	2,002	0.6	2,004	0.6
事故賠償費	409	0.1	453	0.1	465	0.1
道路使用料	11,354	3.8	13,926	4.1	14,740	4.2
フェリーボート利用料	336	0.1	395	0.1	417	0.1
その他	49,129	16.6	49,741	14.6	47,642	13.6
傭車費等	18,701	6.3	24,805	7.3	24,098	6.9
一般管理費	42,312	14.3	50,492	14.8	51,377	14.7
人件費	25,408	8.6	31,122	9.1	32,293	9.3
その他	16,904	5.7	19,370	5.7	19,084	5.5
営業損益	-1,097	-0.4	4,311	1.3	5,572	1.6
営業外収益	6,299	2.1	7,397	2.2	7,469	2.1
金融収益	419	0.1	411	0.1	423	0.1
営業外費用	2,051	0.7	2,067	0.6	2,114	0.6
金融費用	1,669	0.6	1,587	0.5	1,608	0.5
経常損益	3,151	1.1	9,641	2.8	10,927	3.1
集計事業者数（者）	255	100%	208	100%	210	100%
営業利益計上（者）	104	41%	101	49%	105	50%
経常利益計上（者）	140	55%	127	61%	132	63%

注) 構成比は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までを表示しているため、合計値が費目の明細の合計と一致しないことがある。

②賃金実態

2024 年度版 トラック運送事業の賃金・労働時間の実態より
(全日本トラック協会 2024年 5.6.7 月実態調査)

◇職種別平均賃金・年齢・勤続年数

項目 職種	賃金(1ヵ月平均)(円)		賃金+賞与(1ヵ月平均)(円)		平均年齢 (歳)	勤続年数 (年、ヵ月)
	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度		
男性運転者平均	360,300	333,500	404,100	378,800	49.7	15.01
けん引	404,200	377,100	460,800	434,000	50.8	17.10
大型	379,600	361,700	420,200	403,200	50.4	15.04
中型	322,700	308,100	356,300	347,500	49.6	13.04
準中型	344,500	301,500	392,300	351,700	48.0	14.07
普通	342,800	283,900	404,600	338,600	47.5	15.04
男性事務員	363,100	362,700	418,400	426,100	48.5	15.06
男性荷扱手	313,500	285,600	370,600	341,600	46.6	13.05
男性整備・技能員	334,400	304,000	385,000	358,700	49.5	14.05
女性運転者平均	299,200	280,500	329,100	312,000	45.6	7.09
けん引	361,400	361,200	399,000	400,700	46.6	8.08
大型	327,400	321,900	358,900	354,900	47.4	8.02
中型	283,400	272,200	310,700	303,100	45.4	7.01
準中型	278,800	260,200	307,800	289,000	43.2	8.01
普通	258,300	235,700	288,200	266,200	44.2	7.06
女性事務員	249,600	234,000	288,100	276,400	44.5	11.09
女性荷扱手	228,700	208,600	264,600	238,800	42.9	6.08
女性整備・技能員	277,200	215,800	330,200	254,100	46.1	8.06
全職種平均	341,800	318,900	388,700	367,400	48.5	14.04

◇業種・職種別賃金構成

単位:円、()内は%

項目 職種	固定給		変動給		小計		賞与(一ヵ月平均)		合計	
	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
男性運転者平均	210,500 (58.4)	193,500 (58.0)	149,800 (41.6)	140,000 (42.0)	360,300 (100.0)	333,500 (100.0)	43,800 0	45,300 0	404,100	378,800
けん引	240,300 (59.5)	225,200 (59.7)	163,900 (40.5)	151,900 (40.3)	404,200 (100.0)	377,100 (100.0)	56,600 0	56,900 0	460,800	434,000
大型	200,700 (52.9)	186,000 (51.4)	178,900 (47.1)	175,700 (48.6)	379,600 (100.0)	361,700 (100.0)	40,600 0	41,500 0	420,200	403,200
中型	186,400 (57.8)	174,900 (56.8)	136,300 (42.2)	133,200 (43.2)	322,700 (100.0)	308,100 (100.0)	33,600 0	39,400 0	356,300	347,500
準中型	229,500 (66.6)	192,900 (64.0)	115,000 (33.4)	108,600 (36.0)	344,500 (100.0)	301,500 (100.0)	47,800 0	50,200 0	392,300	351,700
普通	251,900 (73.5)	237,500 (83.7)	90,900 (26.5)	46,400 (16.3)	342,800 (100.0)	283,900 (100.0)	61,800 0	54,700 0	404,600	338,600
男性事務員	310,000 (85.4)	300,200 (82.8)	53,100 (14.6)	62,500 (17.2)	363,100 (100.0)	362,700 (100.0)	55,300 0	63,400 0	418,400	426,100
男性荷扱手	248,800 (79.4)	233,400 (81.7)	64,700 (20.6)	52,200 (18.3)	313,500 (100.0)	285,600 (100.0)	57,100 0	56,000 0	370,600	341,600
男性整備・技能員	271,700 (81.3)	248,000 (81.6)	62,700 (18.8)	56,000 (18.4)	334,400 (100.0)	304,000 (100.0)	50,600 0	54,700 0	385,000	358,700
女性運転者平均	183,400 (61.3)	175,100 (62.4)	115,800 (38.7)	105,400 (37.6)	299,200 (100.0)	280,500 (100.0)	29,900 0	31,500 0	329,100	312,000
けん引	198,000 (54.8)	193,200 (53.5)	163,400 (45.2)	168,000 (46.5)	361,400 (100.0)	361,200 (100.0)	37,600 0	39,500 0	399,000	400,700
大型	192,000 (58.6)	171,600 (53.3)	135,400 (41.4)	150,300 (46.7)	327,400 (100.0)	321,900 (100.0)	31,500 0	33,000 0	358,900	354,900
中型	163,000 (57.5)	159,100 (58.4)	120,400 (42.5)	113,100 (41.6)	283,400 (100.0)	272,200 (100.0)	27,300 0	30,900 0	310,700	303,100
準中型	188,600 (67.6)	170,400 (65.5)	90,200 (32.4)	89,800 (34.5)	278,800 (100.0)	260,200 (100.0)	29,000 0	28,800 0	307,800	289,000
普通	199,800 (77.4)	197,900 (84.0)	58,500 (22.6)	37,800 (16.0)	258,300 (100.0)	235,700 (100.0)	29,900 0	30,500 0	288,200	266,200
女性事務員	219,300 (87.9)	198,600 (84.9)	30,300 (12.1)	35,400 (15.1)	249,600 (100.0)	234,000 (100.0)	38,500 0	42,400 0	288,100	276,400
女性荷扱手	193,700 (84.7)	180,800 (86.7)	35,000 (15.3)	27,800 (13.3)	228,700 (100.0)	208,600 (100.0)	35,900 0	30,200 0	264,600	238,800
女性整備・技能員	235,400 (84.9)	199,200 (92.3)	41,800 (15.1)	16,600 (7.7)	277,200 (100.0)	215,800 (100.0)	53,000 0	38,300 0	330,200	254,100
全職種平均	228,100 (66.7)	212,200 (66.5)	113,700 (33.3)	106,700 (33.5)	341,800 (100.0)	318,900 (100.0)	46,900 0	48,500 0	388,700	367,400

◇変動給の内訳

単位:円、()内は%

項目	歩合給				歩合給合計		時間外手当		その他		合計	
	運 hands 当		その他		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
職種	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
男性運転者平均	53,200 (35.5)	58,800 (42.0)	14,100 (9.4)	11,000 (7.9)	67,300 (44.9)	69,800 (49.9)	72,600 (48.5)	55,200 (39.4)	9,900 (6.6)	15,000 (10.7)	149,800	140,000 (100.0)
けん引	59,700 (36.4)	64,100 (42.2)	11,400 (7.0)	11,700 (7.7)	71,100 (43.4)	75,800 (49.9)	81,900 (50.0)	64,800 (42.7)	10,900 (6.7)	11,300 (7.4)	163,900	151,900 (100.0)
大型	73,000 (40.8)	79,800 (45.4)	17,600 (9.8)	13,000 (7.4)	90,600 (50.6)	92,800 (52.8)	76,200 (42.6)	65,200 (37.1)	12,100 (6.8)	17,700 (10.1)	178,900	175,700 (100.0)
中型	48,900 (35.9)	52,800 (39.6)	18,200 (13.4)	10,400 (7.8)	67,100 (49.2)	63,200 (47.4)	59,200 (43.4)	52,900 (39.7)	10,000 (7.3)	17,100 (12.8)	136,300	133,200 (100.0)
準中型	27,900 (24.3)	40,000 (36.8)	6,800 (5.9)	11,500 (10.6)	34,700 (30.2)	51,500 (47.4)	72,400 (63.0)	42,400 (39.0)	7,900 (6.9)	14,700 (13.5)	115,000	108,600 (100.0)
普通	6,900 (7.6)	11,600 (25.0)	1,800 (2.0)	2,200 (4.7)	8,700 (9.6)	13,800 (29.7)	80,000 (88.0)	29,000 (62.5)	2,200 (2.4)	3,600 (7.8)	90,900	46,400 (100.0)
男性事務員	2,600 (4.9)	2,100 (3.4)	3,900 (7.3)	3,100 (5.0)	6,500 (12.2)	5,200 (8.3)	37,600 (70.8)	45,700 (73.1)	9,000 (16.9)	11,600 (18.6)	53,100	62,500 (100.0)
男性荷扱手	1,400 (2.2)	3,800 (7.3)	3,700 (5.7)	3,400 (6.5)	5,100 (7.9)	7,200 (13.8)	56,200 (86.9)	37,900 (72.6)	3,400 (5.3)	7,100 (13.6)	64,700	52,200 (100.0)
男性整備・技能員	2,800 (4.5)	1,800 (3.2)	8,100 (12.9)	9,300 (16.6)	10,900 (17.4)	11,100 (19.8)	42,500 (67.8)	33,300 (59.5)	9,300 (14.8)	11,600 (20.7)	62,700	56,000 (100.0)
女性運転者平均	44,800 (38.7)	41,100 (39.0)	10,900 (9.4)	7,400 (7.0)	55,700 (48.1)	48,500 (46.0)	50,800 (43.9)	43,100 (40.9)	9,300 (8.0)	13,800 (13.1)	115,800	105,400 (100.0)
けん引	81,000 (49.6)	73,800 (43.9)	21,600 (13.2)	11,000 (6.5)	102,600 (62.8)	84,800 (50.5)	48,000 (29.4)	66,800 (39.8)	12,800 (7.8)	16,400 (9.8)	163,400	168,000 (100.0)
大型	54,900 (40.5)	57,700 (38.4)	8,700 (6.4)	10,900 (7.3)	63,600 (47.0)	68,600 (45.6)	62,000 (45.8)	60,700 (40.4)	9,800 (7.2)	21,000 (14.0)	135,400	150,300 (100.0)
中型	46,800 (38.9)	46,600 (41.2)	18,500 (15.4)	7,700 (6.8)	63,300 (54.2)	54,300 (48.0)	44,000 (36.5)	43,400 (38.4)	11,100 (9.2)	15,400 (13.6)	120,400	113,100 (100.0)
準中型	32,500 (36.0)	30,800 (34.3)	4,400 (4.9)	7,800 (8.7)	36,900 (40.9)	38,600 (43.0)	46,100 (51.1)	38,500 (42.9)	7,200 (8.0)	12,700 (14.1)	90,200	89,800 (100.0)
普通	10,100 (17.3)	13,800 (36.5)	800 (1.4)	1,700 (4.5)	10,900 (18.6)	15,500 (41.0)	43,600 (74.5)	19,000 (50.3)	4,000 (6.8)	3,300 (8.7)	58,500	37,800 (100.0)
女性事務員	900 (3.0)	2,400 (6.8)	1,800 (5.9)	2,300 (6.5)	2,700 (8.9)	4,700 (13.3)	21,900 (72.3)	20,100 (56.8)	5,700 (18.8)	10,600 (29.9)	30,300	35,400 (100.0)
女性荷扱手	500 (1.4)	1,600 (5.8)	3,400 (9.7)	1,100 (4.0)	3,900 (11.1)	2,700 (9.7)	28,200 (80.6)	19,900 (71.6)	2,900 (8.3)	5,200 (18.7)	35,000	27,800 (100.0)
女性整備・技能員	-	-	8,000 (19.1)	900 (5.4)	8,000 (19.1)	900 (5.4)	33,400 (79.9)	13,500 (81.3)	400 (1.0)	2,200 (13.3)	41,800	16,600 (100.0)
全職種平均	33,700 (29.6)	37,900 (35.5)	10,100 (8.9)	8,000 (7.5)	43,800 (38.5)	45,900 (43.0)	61,700 (54.3)	48,000 (45.0)	8,200 (7.2)	12,800 (12.0)	113,700	106,700 (100.0)

◇年齢別階級賃金(賞与を含む)

7-1 男性

単位:円、()内は20歳~29歳=100とする指数

年齢階級 職種	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	平均
運転者平均	287,600 (80.7)	356,500 (100.0)	398,000 (111.6)	422,300 (118.5)	420,600 (118.0)	363,900 (102.1)	282,600 (79.3)	404,100 (113.4)
けん引	-	409,000 (100.0)	444,800 (108.8)	473,700 (115.8)	477,700 (116.8)	404,400 (98.9)	336,300 (82.2)	460,800 (112.7)
大型	-	388,800 (100.0)	415,900 (107.0)	432,900 (111.4)	433,400 (111.5)	390,800 (100.6)	306,900 (79.0)	420,200 (108.1)
中型	-	333,300 (100.0)	357,400 (107.2)	371,800 (111.6)	369,200 (110.8)	318,300 (95.5)	262,700 (78.8)	356,300 (106.9)
準中型	271,700 (82.3)	330,100 (100.0)	390,700 (118.4)	424,400 (128.6)	407,900 (123.6)	337,800 (102.3)	261,100 (79.1)	392,300 (118.8)
普通	297,300 (83.4)	356,500 (100.0)	404,100 (113.4)	437,200 (122.6)	426,900 (119.7)	328,500 (92.1)	223,900 (62.8)	404,600 (113.5)
事務員	283,100 (87.5)	323,700 (100.0)	392,300 (121.2)	444,000 (137.2)	465,200 (143.7)	397,600 (122.8)	289,200 (89.3)	418,400 (129.3)
荷扱手	247,300 (77.1)	320,800 (100.0)	363,600 (113.3)	395,300 (123.2)	397,800 (124.0)	314,400 (98.0)	233,600 (72.8)	370,600 (115.5)
整備・技能員	197,800 (62.0)	319,000 (100.0)	388,100 (121.7)	407,000 (127.6)	436,700 (136.9)	346,600 (108.7)	283,300 (88.8)	385,000 (120.7)
全職種平均	261,600 (77.4)	338,200 (100.0)	388,400 (114.8)	418,900 (123.9)	420,800 (124.4)	357,700 (105.8)	277,100 (81.9)	398,300 (117.8)

7-2 女性

単位:円、()内は20歳~29歳=100とする指数

年齢階級 職種	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	平均
運転者平均	252,500 (82.0)	307,900 (100.0)	332,000 (107.8)	328,700 (106.8)	340,100 (110.5)	297,600 (96.7)	257,400 (83.6)	329,100 (106.9)
けん引	-	362,900 (100.0)	375,600 (103.5)	375,500 (103.5)	422,200 (116.3)	-	-	399,000 (109.9)
大型	-	297,300 (100.0)	364,300 (122.5)	364,600 (122.6)	363,600 (122.3)	343,300 (115.5)	364,700 (122.7)	358,900 (120.7)
中型	-	286,700 (100.0)	316,600 (110.4)	304,800 (106.3)	319,100 (111.3)	322,600 (112.5)	226,000 (78.8)	310,700 (108.4)
準中型	253,300 (76.7)	330,300 (100.0)	306,400 (92.8)	306,100 (92.7)	315,000 (95.4)	247,300 (74.9)	262,900 (79.6)	307,800 (93.2)
普通	251,600 (79.7)	315,800 (100.0)	298,800 (94.6)	284,800 (90.2)	284,300 (90.0)	261,700 (82.9)	206,000 (65.2)	288,200 (91.3)
事務員	248,400 (93.3)	266,100 (100.0)	275,100 (103.4)	298,300 (112.1)	307,000 (115.4)	271,600 (102.1)	239,200 (89.9)	288,100 (108.3)
荷扱手	258,600 (96.0)	269,500 (100.0)	271,300 (100.7)	276,000 (102.4)	264,600 (98.2)	212,300 (78.8)	113,200 (42.0)	264,600 (98.2)
整備・技能員	-	296,700 (100.0)	261,800 (88.2)	349,000 (117.6)	369,200 (124.4)	311,300 (104.9)	185,000 (62.4)	330,200 (111.3)
全職種平均	252,800 (93.1)	271,500 (100.0)	282,300 (104.0)	299,900 (110.5)	304,700 (112.2)	262,500 (96.7)	225,800 (83.2)	289,800 (106.7)

7-3 男女総合

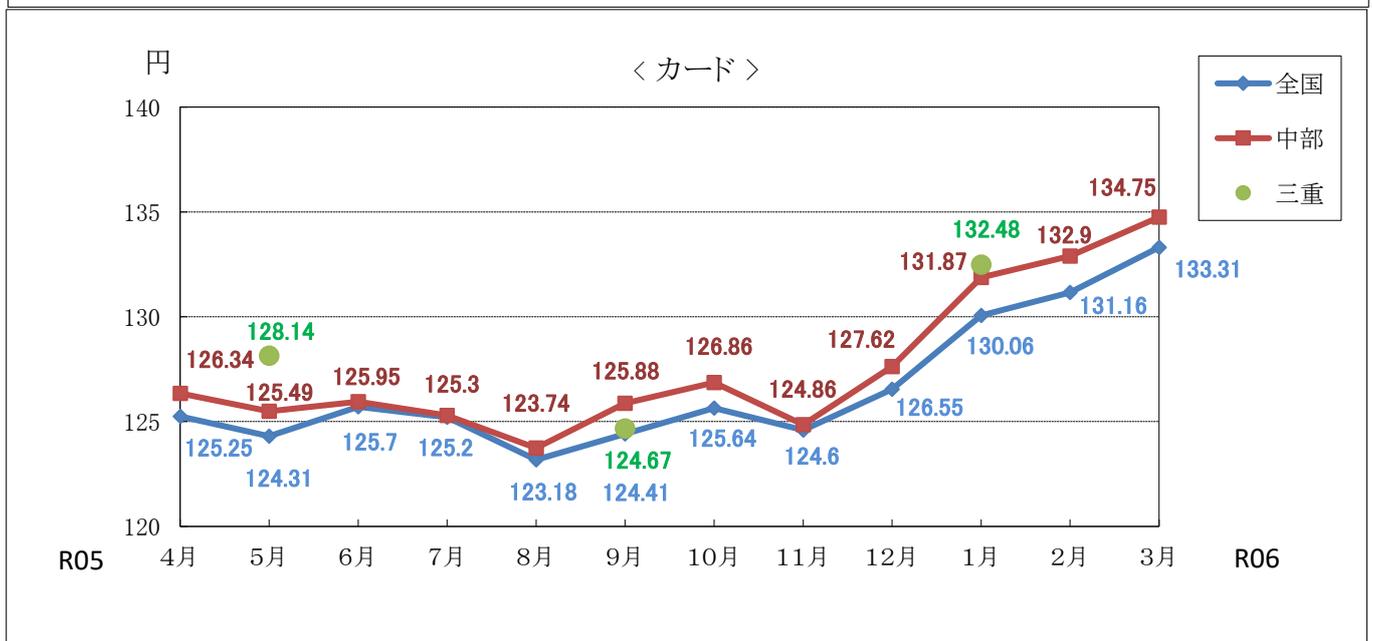
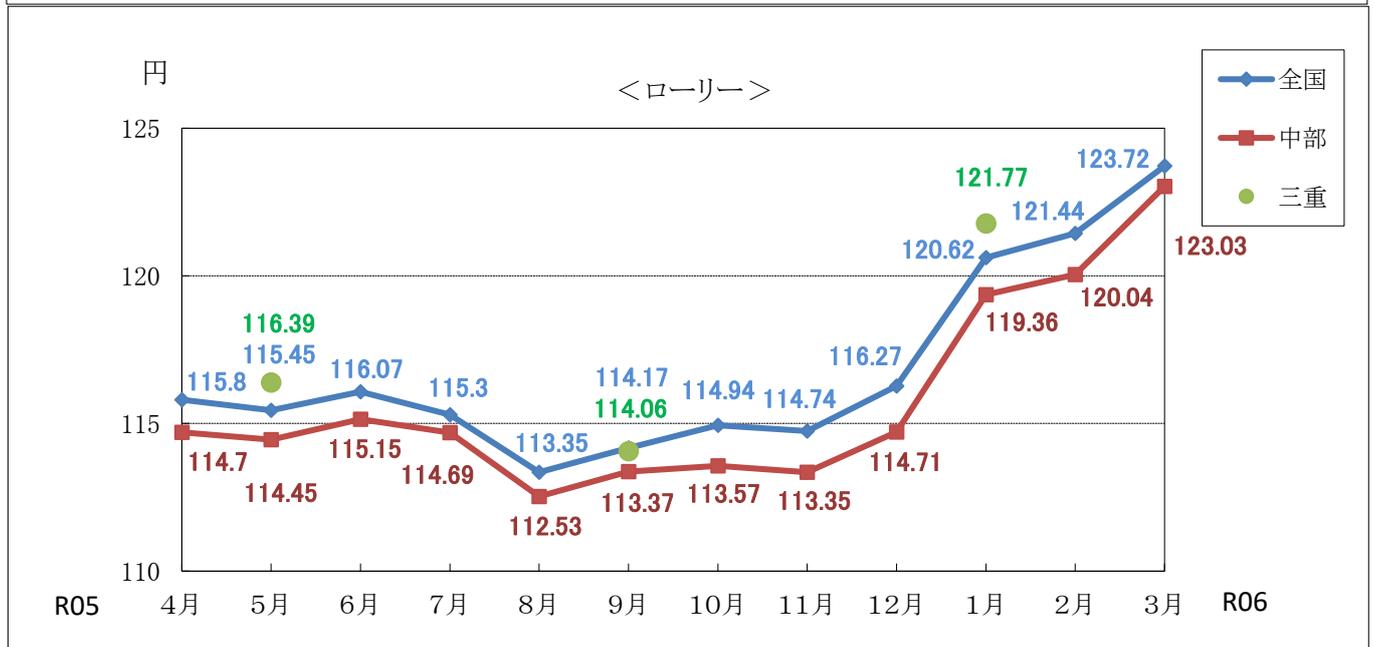
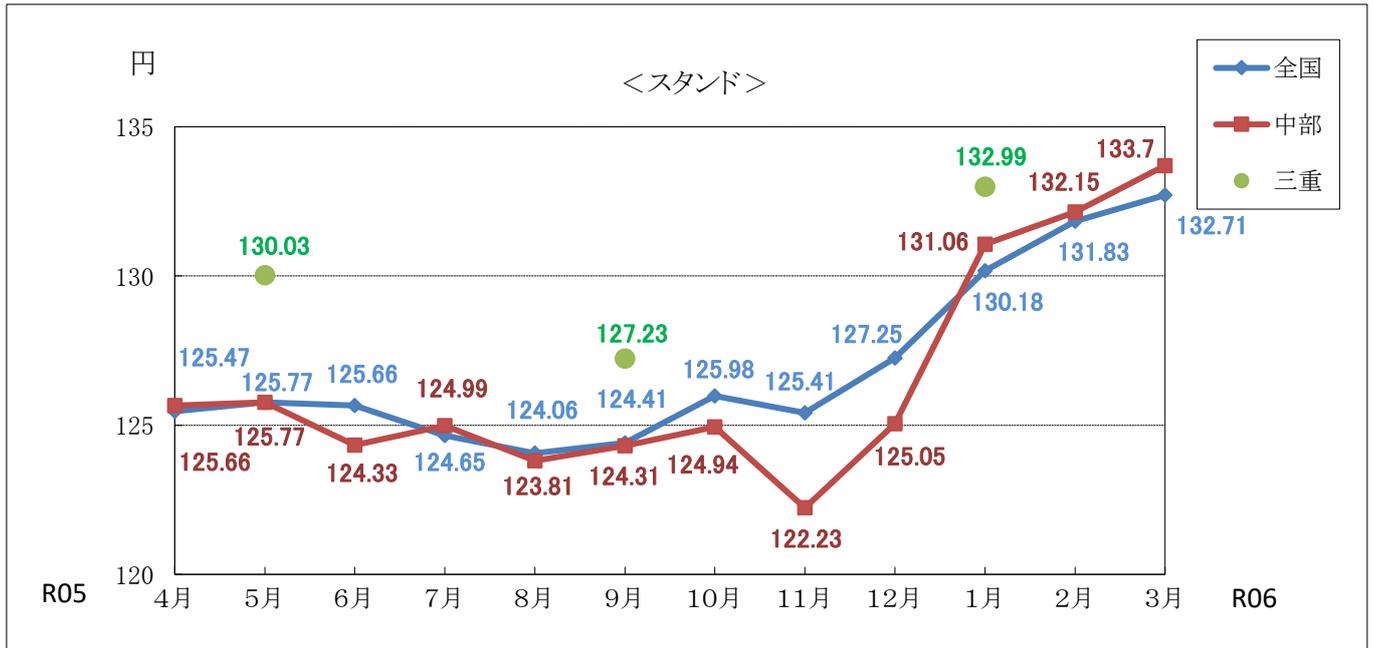
単位:円、()内は20歳~29歳=100とする指数

年齢階級 項目	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	平均
全職種平均	259,500 (79.9)	324,800 (100.0)	375,800 (115.7)	408,500 (125.8)	412,000 (126.8)	352,600 (108.6)	274,500 (84.5)	388,700 (119.7)

③ 軽油価格調査

全国・中部---全日本トラック協会調べ 三重---三重県トラック協会調べ
 三重については毎月調査ではないため折れ線で結んでいない

(令和6年度軽油価格調査推移表)



6. 適正化事業実施機関事業報告

1. 適正化実施機関の管理運営と事業法39条の適正化機関事業

(1) 組織・体制

適正化事業指導員による巡回指導の円滑な実施を図るため、専任指導員7名、兼任指導員4名の体制で、適正化事業を推進してまいりました。

(2) 事業所巡回指導の実施状況（計画・実績）*新規・特別巡回件数を含む

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
計画	41	38	46	44	38	44	44	44	38	41	41	41	500
実績	40	41	48	48	51	54	41	40	48	46	52	37	546

(3) 新規事業所巡回・労基通報にかかる巡回指導実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実績	2	7	7	4	0	0	1	5	5	2	6	1	40

(4) 巡回指導での改善指導概要

項目	主な指導内容	件数
1. 事業計画等	(1) 営業所に配置する事業用自動車の変更	6
	(2) 車庫の認可申請の届出	1
2. 帳票類の整備 報告等	(1) 運転者台帳の整備	11
	(2) 各報告書の提出	43
3. 運行管理等	(1) 運行管理規程	2
	(2) 運行管理者の選任	1
	(3) 運行管理者講習	52
	(4) 過労運転の防止	13
	(5) 点呼の実施	64
	(6) 乗務記録	1
	(7) 運行記録計	4
	(8) 運行指示書	5
	(9) 乗務員に対する指導、監督	44
	(10) 特定乗務員に対する指導、監督（初任・適齢・事故惹起者）	64
	(11) 特定乗務員に対する適性診断の受診	62
4. 車両管理等	(1) 整備管理規程	2
	(2) 整備管理者の選任	2
	(3) 整備管理者研修	61
	(4) 日常点検の実施と管理者の適正な確認	8
	(5) 定期点検の適正な実施及び記録簿の保存	19
5. 労基法等	(1) 就業規則の届出	2
	(2) 36協定の届出	6
	(3) 健康診断の受診	22
6. 法定福利	(1) 労災保険、雇用保険への加入	2
	(2) 健康保険、厚生年金への加入	7
7. 運輸安全 マネジメント	(1) 運輸安全マネジメントの実施	74

(5) 業務相談

A) 新規事業者の業務相談

- ① 運輸開始にむけての準備 — 新たに事業許可を受けた新規事業者が迅速に運輸開始が出来るよう、必要な書類の提示 ならびに 関連した指導を行った。
- ② 新規事業者帳票類活用 — 運輸開始した事業者に対し、関係法令に基づく帳票の整備や法令遵守義務について指導し、また日々の帳票類の管理と活用方法の説明を行った。

- B) 個別相談／集団指導 ① 個別指導 事業者からの相談や申請書類の手続きに対し、個別訪問等の形で対応)

(6) 街頭パトロール活動 [不法駐車・行方不明事業者調査] 延べ出動日数 5日

(7) 啓発、広報活動

A. 荷主に対する啓発、広報活動

- ① 物流セミナー 11/12
ホテルグリーンパーク津 (会場 96名)
「能登と日向灘に学び南海トラフ地震に備える」
講師 福和伸夫氏
- ② 過積載防止に係る広報 3月
- ③ 労働時間短縮に係る広報 3月
依頼文書、チラシを荷主企業へ送付
- ④ テレビ・ラジオ・映画館での広報
[交通事故防止 / 過積載運行防止]
[労働環境改善 / 労働時間短縮]

B. 一般に対する広報、啓発

- ① 交通安全啓発
[交通安全/事故防止/人材育成]
- ② 環境啓発 [エコドライブ推進]
テレビ (三重テレビ)
ラジオ (FM三重)
映画館 (イオンシネマ東員・鈴鹿・津南)
- ③ 社会貢献 [トラックの日] 清掃活動
4支部7箇所119名で実施した。

(8) 消費者輸送に係る輸送サービス事業

- ・年間を通じ、協会本部および各輸送サービスセンターにおいて、輸送相談、苦情相談等 消費者向け輸送サービス事業を行った。

(9) 適正化実施機関の運営 と 全国実施機関・行政との連携

- ① 全国 ・ 全国適正化事業本部長会議 3/6
- ② 三重 ・ 適正化運営委員会 7/29、2/17
・ 適正化事業評議委員会 3/14
・ 行政(運輸支局)との連絡会議 4/18、5/16、6/20、8/2、9/19、10/17、12/6、1/23、2/20
毎月第三木曜日に定期開催
・ トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会 8/7、3/24
- ③ 指導員の資質向上 全国実施機関等が開催する研修への参加
- ・ 安全性評価事業事前説明会 4/5 (Web)
 - ・ スキルアップ研修 3/14 (1名)
 - ・ 中部ブロック小規模グループ研修 11/1 (3名)
 - ・ 中部運輸局との連携合同会議 1/27 (1名)
 - ・ 中部ブロック適正化事業連絡会議 3/4 (2名)

2. 適正化機関の運営と補完事業

(1)事故防止に係る事業

①各季の交通安全運動実施に係る啓発

②行政からの事故防止に係る通達等の周知

③トラックドライバーコンテスト

6/22 北部輸送サービスセンター 参加者25名(4t部門 10名、11t部門 12名、女性部門 3名)

④「事故防止セミナー」

・過労死等防止

健康起因事故防止セミナー

9/3 トラック会館

参加者 16社 17名

SOMPOリスクマネジメント 株式会社

モビリティコンサルティング部 中濱 春樹 様

○グループワーク 生活習慣改善方法を考える/健康
チェックシートの使用法/健康管理の取組について



○座学 過労死等と健康起因事故の現状/
健康起因事故に対する国の動向/生活習慣の改善

・安全プラン2025 目標達成セミナー

3/3 北部輸送サービスセンター

参加者14社16名

SOMPOリスクマネジメント(株)

モビリティコンサルティング部 石倉 宏 様

「200days安全宣言」活動報告

「トラックにおける事故の傾向と防止対策」

「小集団での情報交換」



②自動車事故対策機構が行う

運行管理者講習 協力

[基礎講習] 6/5~6/7、6/11~13、
7/3~5、11/20~22、
11/27~29、12/18~20

[一般講習] 6/14、8/9、27、28、30、9/11、12、10/9、10、
11/13、26、12/3、4、2/21、2/27

⑥運輸支局開催の整備管理者研修への協力

[選任前研修] 6/10、9/10、12/6、3/10

[選任後研修] 8/1、8/26、10/15、11/13、
12/11、2/10、2/20

(2) 労働対策に係る事業

- ・「働きやすい職場認証制度」取得セミナー
8名 6/28 三重県トラック協会
- ・トラック運送業会社説明会 計 49名
9/6 ハローワーク津 10/8 ハローワーク四日市
2/14 ハローワーク津
- ・労働セミナー(24年問題課題解決に向けて)
6/13、14 総合文化センター、四日市文化会館 127名
9/27 三重県トラック協会 21名
- ・物流クライシス2024-II(24年問題課題解決に向けて)
9/13 総合文化センター 200名
- ・物流革新2025 2/7 総合文化センター 274名
- ・高速道路料金深夜割引説明会 2/12 桜橋研修センター 55社66名
- ・物流DXの動向説明会 2/12 桜橋研修センター 21社26名



(3) 輸送秩序対策に係る事業

過積載防止対策 依頼文書、チラシを配付

(4) その他研修事業

- ・新人社員研修 ビジネス講座
4/6 三重県トラック協会 31名 21社
- ・原価計算セミナー (基礎編) 1/22 三重県トラック協会 25名 25社
(応用編) 1/27 三重県トラック協会 23名 23社
- ・特殊車両通行確認制度説明会 2/21 三重県トラック協会 13名 12社
- ・初任運転者特別講習 集合研修
6/6・7 北部輸送サービスセンター 19名 16社
10/15・16 三重県トラック協会・三重県交通安全研修センター 21名 16社
2/27・28 北部輸送サービスセンター 24名 18社
- ・運送業 物流見学会 7~8月実施 家族連れを中心に複数参加
- ・初任運転者特別講習 eラーニング受講 248名

(5) 安全性評価事業に係る協力

- ・安全性評価事業事前説明会 5/14(Web) 21名 19社
- ・評価申請 182事業所(新規13、更新169)が申請、176事業所(新規10、更新166)が認定を受けた

3. 国土交通省 許認可・届出等関連

- (1) 届出事項相談 ①車両関係(増車・減車) 71件
②その他(法人役員・事故報告書等) 1,268件
- (2) 許認可事項相談 42件

4. 支部運営事業

総会・役員会・定例会・支部行事他の件数

支部	桑員	北勢	鈴鹿	津	松阪	南勢	伊賀	紀北	南紀	計
件数	24	31	30	24	33	20	41	15	15	229

5. 運行管理者の資格に係る事業

- (1) 運行管理者試験 令和6年度 第1回 : 第2回試験
(1) 試験 令和6年8月3日(土)~9月6日(金) : (1) 試験 令和7年2月15日(土)~3月16日(日)
(2) 申請者数481名・受験者数454名 : (2) 申請者数384名・受験者数357名
合格者数145名・合格率31.9% : 合格者数127名・合格率35.6%
- (2) 運行管理者資格者証交付申請事務

6. PRイベント

◇トラックフェスタ 2024 11/10 (5,702名)

7. その他情報

①三重県の自動車保有車両数

令和7年3月末

中部運輸局三重運輸支局

業態別 用途別及び車種別		自家用	事業用	計	対前年比		
					車両数	比率	
貨物	普通車	25,008	17,287	42,295	42,002	100.7%	
	小型車	四輪	57,078	948	58,026	58,125	99.8%
		三輪	7	0	7	6	116.7%
	被けん引車	498	2,878	3,376	3,318	101.7%	
	軽自動車	四輪	171,029	3,916	174,945	174,806	100.1%
		三輪	26	0	26	28	92.9%
小計	253,646	25,029	278,675	278,285	100.1%		
乗合	普通車	294	1,007	1,301	1,303	99.8%	
	小型車	1,415	282	1,697	1,729	98.1%	
	小計	1,709	1,289	2,998	3,032	98.9%	
乗用	普通車	370,995	188	371,183	363,504	102.1%	
	小型車	301,898	892	302,790	313,685	96.5%	
	軽自動車	488,868	394	489,262	485,471	100.8%	
	小計	1,161,761	1,474	1,163,235	1,162,660	100.0%	
特種 (殊)用途	普通車	13,546	4,727	18,273	18,225	100.3%	
	小型車	四輪	2,107	292	2,399	2,382	100.7%
		三輪	581	0	581	597	97.3%
	大型特殊車	4,101	55	4,156	4,176	99.5%	
	軽自動車	3,200	191	3,391	3,447	98.4%	
	小計	23,535	5,265	28,800	28,827	99.9%	
二輪車	小型二輪車	29,959	2	29,961	29,689	100.9%	
	軽自動車	-	-	-	-	-	
	小計	29,959	2	29,961	29,689	100.9%	
総合計		1,470,610	33,059	1,503,669	1,502,493	100.1%	

※1

登録自動車数	検査自動車数	軽自動車数
806,084	836,045	667,624

全国総合計（令和7年1月末）
83,101,204

※1 軽二輪車については、紙原簿時データと電子化後データを精査中につき未掲載

②交通事故統計表

1. 交通事故発生状況

(資料：三重運輸支局)

項目/年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
人身 事故件数	全国 536,789	499,232	472,165	430,345	381,002	309,178	305,425	300,839	307,930	290,895
三重県	7,169	6,038	5,440	4,687	3,647	2,966	2,722	2,917	2,976	2,724
死者数	全国 4,117	3,904	3,630	3,532	3,215	2,839	2,636	2,610	2,678	2,663
三重県	87	100	86	87	75	73	62	60	66	46
負傷者数	全国 665,126	617,931	580,847	524,695	460,715	369,476	361,768	356,419	365,595	343,756
三重県	9,517	8,153	7,112	6,136	4,688	3,732	3,338	3,638	3,767	3,764

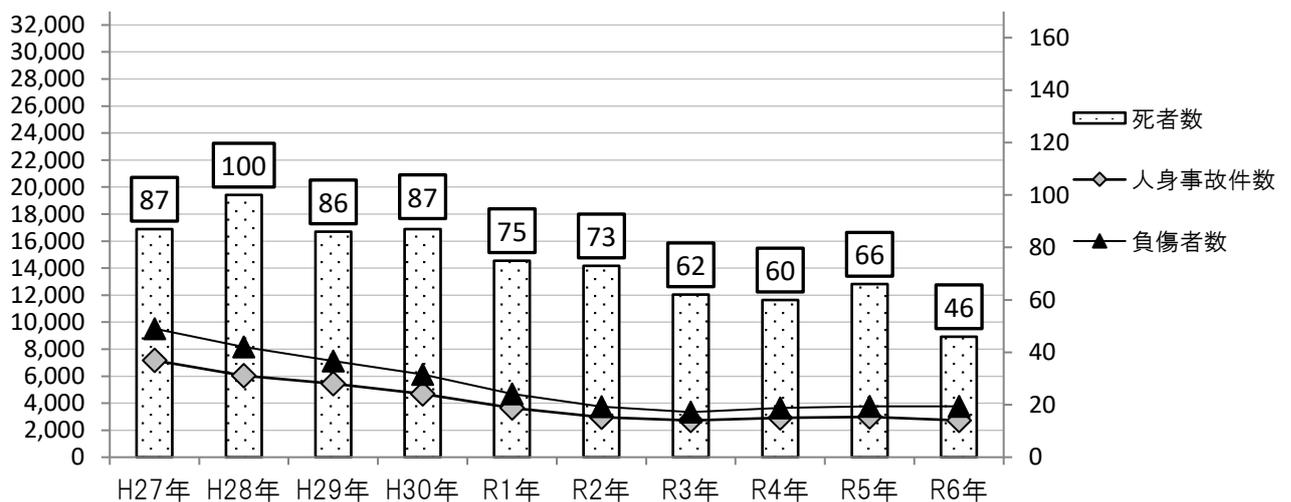
2. 事業用貨物自動車交通事故発生状況

項目/年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
重大 事故件数	全国 1,831	1,823	1,894	1,918	1,752	1,629	1,709	1,774	2,053	現時点
中部管内	243	254	279	260	222	190	246	224	224	
三重県	32	46	49	34	32	29	33	29	47	
死者数	全国 625	580	565	558	499	418	392	391	271	データ未発表
中部管内	78	84	61	70	63	54	60	47	44	
三重県	13	19	13	7	7	6	8	13	7	
負傷者数	全国 1,554	1,625	1,545	1,424	1,357	937	1,093	1,041	1,280	
中部管内	242	226	228	173	142	108	207	134	137	
三重県	19	42	35	24	20	18	22	21	23	

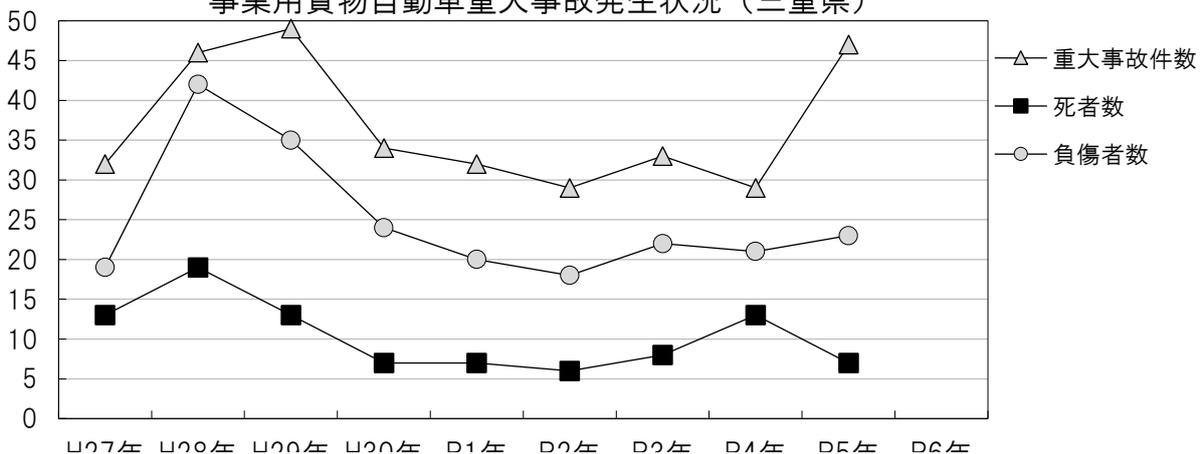
(人身事故件数)
(負傷者数)

(死者数)

交通事故発生状況 (三重県)



事業用貨物自動車重大事故発生状況 (三重県)





- ◆開催日 令和6年11月12日(火)15:30～
- ◆場 所 ホテルグリーンパーク津 津市羽所町700
- ◆参加者 荷主27名、運送事業者61名、来賓8名 <計96名>
- ◆講 演 名古屋大学名誉教授
工学博士 福和 伸夫 様

「能登と日向灘に学び南海トラフ地震に備える」

物流ニッポン 物流ウィークリー 記事より

<プロフィール>

名古屋大学名誉教授
減災連携研究センター長、
日本地震工学会会長
建築耐震工学や地震工学を専門とし、防
災・減災の実践に携わる。行政の防災・減
災活動にも協力
ニュース番組等に出演されるなど多方面
で活躍中

三ト協 物流セミナー
南海トラフ地震に備える
三重県トラック協会(小林俊二会長)は12日、荷主企業を招き物流セミナーを開催した。名古屋大学の福和伸夫名誉教授が「能登に学び南海トラフ地震に備える」をテーマに講演した。荷主企業に対し、小林会

三ト協 物流セミナー 巨大地震への危機意識高める

三ト協(小林俊二会長)は12日、ホテルグリーンパーク津で今年度の物流セミナーを開催。約100人が参加した。会員事業者と荷主企業が一堂に会し、三重運輸支局・三重労働局・三重県警から来賓を迎えて行われた。小林会長はあいさつで「物流2024年問題を回避し、物流を担う使

41回目となる今年度は、24年問題と同時に荷主企業と共創して取り組まなければならない課題として地震防災対策・災害

時における輸送に焦点をあわせ、地震防災の専門家である名古屋大学名誉教授の福和伸夫氏を招いた。能登に学び南海トラフ地震に備える」を演題に約1時間半にわたって講演した。「聞きたくない嫌な話が続く」と前置きした福和氏は、日本における防災対応力の現状に懸念を示し、危機を感じなくならない国民性に喝を入れるべく繰り返す歴史を紐解いて解説。元日の能登地震や8月の日向灘地震から南海トラフ地震を考える機会として時に厳しい言葉をまじえて緊張感を持たせた。聴講した会員は「聴いて良かった。改めて地震の怖さを感じた」と気を引き締めていた。(富田 香)

三重運輸支局の二輪昭宏支局長も「慢性的な労働力不足による物流への影響を払拭し、原因の一つとされる業界の賃金の安さを改善するためにも、必要な費用負担への理解をお願いしたい」と強調した。

講演する名古屋大の福和名誉教授

講演で、福和氏は年表を示しながら、「飛鳥時代や江戸時代にも『南海トラフ地震』と呼ばれる大きな地震は発生しているが、歴史学者は災害史を勉強せず、地質学者は歴史を学ばないのが歴史と地震がつかないで、過去の教訓が生かされていない」と指摘。

その上で、「能登半島地震では広範囲に液状化現象が起こった。トラックの駐車場が河川敷などにある場合は、高台などへの移設を検討してほしい」などとアドバイスした。(星野誠)

道路も車両も 大切なパートナー

特殊車両の適正な通行にご理解を！



わずかな重量の超過であっても道路を傷めます。

許可無く走ると**法令違反**です。

特殊車両
通行許可制度
について



特車 ハンドブック で 検索
https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei0000088.html

⚠️ **トラック運転者 + 荷主**の皆さんは要チェック！

走行ルールや**特車申請**をご存じですか？



◇特殊車両による事故例

無許可での走行は様々な事故の要因となります

特殊車両の通行制度

～道路を守るためのルール～

一定の大きさ・重さを超える車両（特殊車両）の通行には道路管理者の「特殊車両通行許可」または「特殊車両通行確認制度回答書」を取得し、**許可値や通行条件**を守るようお願いいたします。

大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

荷主のみなさん!

無理なお願いしていませんか?

積んでしまうと
あそこの橋が渡れないな...

あれも一緒にお願ひ。
まだ**最大積載量**まで
積んでないでしょ?

ダメならば
もうお宅とは
おしまいだよ?

荷主のみなさん、ご存知でしたか?

「知らなかった」では済まされません!

許可値の超過は、**法令違反(無許可)**です

特殊
取締
中

- ✓ 一般的制限値を超える車両の通行には特殊車両許可が必要です
- ✓ 特車違反の取締が全国で実施されています
- ✓ 違反が確認された際は、運転者だけでなく荷主の情報も聴取しています

罰金 100万円以下

道路法 第47条 第2項 同法 第104条

大型車両通行適正化に向けた
中部地域連絡協議会

東海商工会議所連合会・(一社)中部経済連合会・(一社)愛知県トラック協会・
(一社)岐阜県トラック協会・(一社)三重県トラック協会・(一社)静岡県トラック協会・
愛知県警察・岐阜県警察・三重県警察・静岡県警察・愛知県・岐阜県・三重県・
静岡県・名古屋市・静岡市・浜松市・名古屋高速道路公社・中日本高速道路(株)
・国土交通省中部運輸局・中部地方整備局

事務局：
国土交通省
中部地方整備局
TEL:052-953-8178

荷主の皆様



トラック輸送の新たな「標準的運賃」が 告示されました

トラック運送業は、他産業と比較して、長時間労働・低賃金の傾向にあり、運転従事者数が減少しています。この問題に対処するため、令和6年度より時間外労働の限度時間が設定されました。

ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないために、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境の改善に向けた「標準的運賃」にご協力をお願いします。



「標準貨物自動車運送約款」も同時に改正しています

運送契約の締結時に、附帯業務の有無、附帯業務料や燃料サーチャージなどを記載した書面の交付を必要としております。こちらについてもご理解とご協力をお願いいたします。



お 願 い

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して

トラック運送事業者に対して積極的に協議の場を設けるとともに、
トラック運送事業者からの申し出にご協力よろしくをお願いいたします

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会は、発注者と受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめました。当該指針では、「標準的運賃」などの公表資料に基づき、受注者側が提示する価格について、発注者側が尊重することなどが盛り込まれています。



詳しくは国土交通省
HPをご覧ください。
新たな運賃・解説集
を掲載しています。





令和6年
3月

トラック輸送の「標準的運賃」が 告示されました

令和2年、トラック運送事業者が自社の適正な運賃を算出し、荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標として、「標準的運賃」制度を創設しました。

令和6年、燃料高騰分や高速道路料金なども含めて適正に転嫁できるよう、運賃水準の引上げ、荷待ち・荷役などの輸送以外のサービスの対価について標準的水準、下請けに発注する際の手数料などの多様な運賃・料金を設定した新たな「標準的運賃」を告示しました。



標準的運賃の活用により期待される効果

標準的運賃を参考として、自社での原価計算結果により事業継続に必要なコストに見合った対価を収受することで、

▶ ドライバーの賃金水準が引き上がり、労働環境の改善につながります



▶ 法令に則った事業の安定化を実現できます



お願い

物流の健全な維持・発展の為に、新たな「標準的運賃」を荷主との積極的な交渉に活用してください



詳しくは国土交通省HPをご覧ください。
新たな運賃・解説集を掲載しています。



新たな「標準的運賃」を 告示しました

トラック運送事業者が自社の原価を適切に把握し、荷主との運賃交渉を行う際の参考指標である「標準的運賃」制度が、より活用し易い形に改正されます

標準的運賃の概要

I. 距離制運賃表

平均8%引上げ

単位：円

キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

II. 時間制運賃表

平均8%引上げ

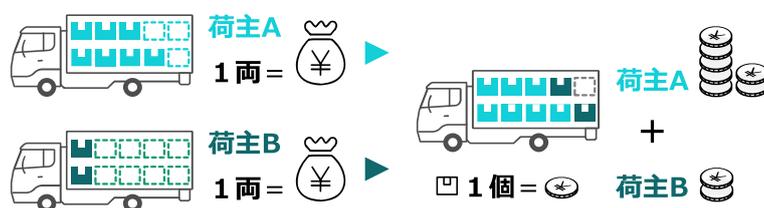
単位：円

種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎額				
8時間制	39,380	46,640	60,090	76,840
4時間制	23,630	27,980	36,050	46,100
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

参照：距離制運賃表、時間制運賃表（関東運輸局）より一部抜粋

III. 個建運賃

共同輸配送等を念頭に、「個建運賃」を設定



IV. 運賃割増率

▶ 速達割増等

リードタイムが短い運送の際の「速達割増」（逆にリードタイムを長く設定した場合の割引）や、有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定

- ▶ 休日割増（日曜祝祭日） 2割
- ▶ 深夜・早朝割増（22時～5時） 2割

▶ 特殊車両割増

冷蔵・冷凍車	小型車・中型車・大型車・トレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメントバルク車	大型車又はトレーラーの2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
タンク車	
石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの3割
化成品輸送車	大型車又はトレーラーの4割
高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラーの5割以上

トラック運送事業者の皆様へのお願い

- ・ 労務費や燃料費等のコストを運賃・料金として適正に収受できるよう、標準的運賃の考え方も参考に、原価計算を行いましょう。
- ・ 荷主等との運賃交渉の際に、標準的運賃を活用しましょう。標準的運賃等の公表資料を用いて提示した価格については、合理的な根拠があるものとして尊重すべきものとされています*。
- ・ 荷主等が運賃交渉に応じてくれない、運賃・料金を不当に据え置かれる等の場合には、トラックGメンによる是正指導の対象となる場合があります。全国のトラックGメンに情報をお寄せください。
- ・ 「点検整備の未実施」「最低賃金法に基づき定められた最低限度額より低い賃金の支払い」「社会保険への未加入」等は法令違反です。法令違反が確認された場合には、行政処分を行います。



トラックGメン
ウェブサイト



「標準的運賃」
適切な運賃

ご協力をよろしくお

国土交通省HPに「標準的運賃
Q&A集」を掲載しております。
新運賃適用の際にご参照ください。



国交省HP

V. 待機時間／VI. 積込料・取卸料、附帯業務料

運送以外の役務を行う場合は、
運賃とは別に料金として收受

4tクラス中型車の例	
待機時間料	1,760円/30分 ※30分を超える場合
積込料・取卸料	2,180円/30分（機械荷役の場合）
	2,100円/30分（手荷役の場合）
附帯業務料	運賃とは別に実費として收受

合計2時間を超えた場合は、
割増率5割を加算

VII. 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に收受（運賃から差し引くのではなく、運賃に上乗せして荷主から收受）

VIII. 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより收受

IX. その他実費として收受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料
その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

X. 燃料サーチャージ

120円を基準価格とし、軽油価格の変動に応じて設定できるよう、
算出方法や燃料価格上昇テーブル等を提示

新たな料金表は
国交省HPに
掲載しています

荷主の皆様へのお願い

- トラック運送事業者が、運賃交渉の際に、標準的運賃等の公表資料を用いて提示した価格については、合理的な根拠があるものとして尊重してください*。
- 荷主等が運賃交渉に応じない、運賃・料金を不当に据え置く、荷待ち・荷役の対価を支払わない等の行為は、トラックGメンによる是正指導の対象となる場合があります。
- 荷主の皆様におかれては、トラック運送事業者の適正運賃收受に向けてご理解・ご協力をお願いいたします。

参照：労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会）

の活用を行い
の收受への
お願いいたします

2024年問題の課題解決 物流改善にむけての重要説明会

トラック輸送をご利用いただき 荷主企業様へ
企業物流/宅配物流を担うトラック事業者様へ

定員300名
参加無料

物流クライシス2024-II 運べない 届かない危機 元年

2024年 → 2030年 トラック輸送に黄色点滅
ニッポンの物流をまもるため ... いま取り組むこと

令和6年 9月13日(金)13:30~ 三重県総合文化センター
男女共同参画棟1階 多目的ホール 建物入口カラー オレンジ
津市一身田上津部田1234番地

第1部 運べない届かない危機元年 深刻化するトラック輸送への対応 (60分程)

・ 物流課題解決のため国が示す物流革新

緊急パッケージと今後の方向性を知る

講師・国土交通省 中部運輸局 三重運輸支局

・ 経済産業省 中部経済産業局

・ 公正取引委員会 中部事務所

第2部A 物流課題に関するメッセージ発信

・ 私にも言わせて！ トラック輸送と物流2024年問題について (60分程)

講師・フリーライター 橋本愛喜様 (元工場経営者/元トラックドライバー)



物流の2024年問題という社会課題

モノが運べなくなるかもしれない問題は「運べない 届かない危機 元年」として2024年の時が進みます。

物流は 国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラです。

ニッポンの物流をまもり、持続可能なトラック輸送を実現するために重要説明会「物流クライシス2024-II」を開催いたします。

トラックをご利用いただいております 荷主企業様に、また 企業物流/宅配物流を担うトラック事業者様に、今後の方向性を確認いただくための説明会です。



物流の課題解決

2025 → 2030年 物流改善にむけての重要説明会

物流革新2025

物流関連の法改正で

2025年は
こう変わる

2024年4月26日「物流関連二法(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法)の一部を改正する法律案」が可決・成立

・法改正 公布(2024年5月)
1年を超えない範囲内にて施行となる見込み

- 流通効率化法 - 発着両荷主・物流事業者の商慣行見直し、荷待ち・荷役時間 削減、積載率向上
- 運送事業法 - トラックの取引明確化措置と、軽トラック運送の安全確保

荷主企業様、物流事業者様(トラック/倉庫等)、それぞれに課せられる義務と努力義務は何か？ 重要事項を知る説明会

令和7年 **2月7日(金) 13:30~**

定員300名
参加無料

三重県総合文化センター

男女共同参画棟1階 フレンテみえ 多目的ホール 建物入口カラー：オレンジ

物流に関する各取引関係において、効率化、荷待ちや荷役時間の短縮等が課され、今後一定規模以上では計画と報告が必要、また荷主様は物流統括管理者が必要となります。違反行為には罰則が科されます。運送事業者様では、役務の附帯業務内容を含めて契約書面が必須となり、元請け事業者には実運送体制管理簿の作成義務、協力会社は2次請けまでとする努力義務が盛り込まれました。これらの変化にどのように対応するべきか、その方向性を確認します。

「発荷主様・着荷主様、トラック・倉庫など 物流事業者様等、
全てで取り組む物流効率化」「一定規模の特定事業者とは」
「荷主企業での 物流統括管理者 選任は」「運送事業者の 実運送体制管理簿は どう使う」「書面取引と実運送での運賃は」
等々 義務？ 努力義務？ 「標準的運賃と燃料サーチャージ」
「トラック・物流Gメン」「公正取引委員会」は？

◆トラックドライバーの働き方改革／物流の2024年問題



期限到来 物流の2024年問題

早く便利に 国内貨物の9割は
安心・安全確実に **トラックが運びます!**

ご利用いただく皆様からのご要望・ご期待にお応えし、トラック輸送のサービスレベルは向上してきました。

しかし! 2024年4月、トラックドライバーの働き方が大きく見直されることになり、人手不足が一層顕著になってきます。

このため、輸送能力が不足し「モノが運べなくなる」ことが懸念されています、これが「物流の2024年問題」です

右に記載するようなことが起こるかもしれません。

小口荷物など 一般消費者様

- 当日、翌日配達宅配サービスが受けられないかもしれない
- 水産品、青果物など新鮮なものが手に入らなくなるかもしれない

大口貨物など 荷主企業様

- 必要な時に必要なものが届かないかもしれない
- 輸送を断られる可能性がある

荷主様へのお願いです、2024年問題をクリアするために輸送の業務改善にご協力ください。

トラック輸送に必要なコスト負担にもご理解いただけますようお願いいたします。

<h3>荷待ち時間、待機時間の削減</h3>  <ul style="list-style-type: none">●予約システムの導入●出荷・受入れ大勢の見直し	<h3>作業削減など労働環境の改善</h3>  <ul style="list-style-type: none">●パレット化による手荷役作業の削減●情報の共有化、DXによる業務効率化等	<h3>リードタイムの延長</h3>  <ul style="list-style-type: none">●長距離輸送は中1日を空け、満載での効率的な輸送	<h3>「標準的な運賃」等の収受</h3>  <ul style="list-style-type: none">●ドライバーの労働環境改善や働き方改革に取り組むための適正な運賃を収受	<h3>運送以外に発生する料金の収受</h3>  <ul style="list-style-type: none">●燃料サーチャージや付帯作業料金、高速道路利用料など
---	--	---	--	--

トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会（厚生労働省 三重労働局、国土交通省中部運輸局 三重運輸支局、一般社団法人 三重県トラック協会）

上記を3月29日金曜 日本経済新聞／朝日新聞に掲載しました。また 同様の内容で、荷主様へのダイレクトメールをお送りしています。（三重県トラック協会荷主登録先 約2300社に送付済みです）

働き方改革関連法に伴い改正された労働基準法で、時間外労働は、原則月45時間、年間360時間と規定されていますが、物流・運送のドライバーは事業や業務の特性上、別扱い かつ期限猶予となっています。この4月からは、時間外労働は年間960時間までとして制限されます。「2024年問題」の始まりです。日本の物流を強くするため、輸送の業務改善と収入改善にむけ、お取引様を交えて変革の始まりです。

◆ 新たな標準的な運賃／標準運送約款が告示されました

運賃水準を8%引上げ、荷役の対価等を加算し、新たな標準的な運賃が告示されました。（令和6年3月22日）

各種標準運送約款についても改正が行われ、6月1日より施行されることとなりました。

見直しの背景 ドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できる環境整備が急務とし、トラックの標準的な運賃について、荷主等への周知・徹底を強化するとともに、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含め、荷主等に適正に転嫁できるよう「標準的な運賃・標準貨物自動車運送約款の見直し」が行われたものです。

運賃表・約款の配布、解説書、説明会、荷主様と一緒に確認いただき考えるセミナー等の開催を準備し、5月以降にご案内してまいります。

国交省・運賃届出関係は、令和2年の標準的な運賃の届出がされている場合、今回の6年版標準的な運賃適用へ移行する取扱いとなります。届出は不要です。

*標準的な運賃の届出をされていない事業者様は、新規に届出しないと6年版標準的な運賃を適用することができません。

標準的な運賃の詳細に関しては全日本トラック協会のサイトよりご確認ください。

https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/hyoujun_unchin.html

標準貨物自動車運送約款の詳細に関しては国土交通省のサイトよりご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000009.html

◆ 2024問題対応 物流2法 が成立しました

2024年問題に対応した「物資の流通の効率化に関する法律」(旧:物流効率化法)と「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(改正貨物自動車運送事業法)が成立しました。

物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。その物流産業を魅力あるものとするため、働き方改革に関する法律が4月から適用される一方、物流の「2024年問題」に直面していますが、こうした状況に対応するため、荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策となる法律 が4月26日参議院本会議で可決し成立しました。

【施行による 目標・効果】 物流の持続的成長

【重要達成度指標 KPI】 施行後3年で(2019年度比)

・荷待ち・荷役時間の削減 年間125時間/人削減

・積載率向上による輸送能力の増加 16パーセント増加 を見込む

物流の構造的な問題を改善するため、荷主への規制や多重下請け構造の是正措置、軽貨物事業者への安全確保措置などを規定。発着荷主による荷待ち・荷役作業時間の短縮といった物流効率化の取り組みや、一定規模の事業者に対する中長期計画策定と物流統括管理者の選任の義務化、元請事業者による「実運送体制管理簿」作成の義務付けなどの措置が、公布後2年以内に施行されることとなります。

(1)荷主・物流事業者

【物資流通効率化法】

- 荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定する。
- 上記取組状況について、国が判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施する。
- 上記事業者のうち、一定規模以上のものを特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付ける。計画に基づく取組の実施状況が不十分の場合、勧告・命令を実施する。
- さらに、特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付ける。

(2)トラック事業者の取引【貨物自動車運送事業法】

- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付ける。

○荷主・トラック事業者・利用運送事業者に対し、運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む)等について記載した書面 による交付等を義務付ける。

○トラック事業者・利用運送事業者に対し、他の事業者の運送の利用(=下請けに出す行為)の適正化について努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付ける。

(3)軽トラック事業者 【貨物自動車運送事業法】

- 軽トラック事業者に対し、[1]必要な法令等の知識を担保するための管理者選任と講習受講、[2]国土交通大臣への事故報告を義務付ける。
- 国交省による公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加する。

運行管理業務のうち、点呼は原則として運行管理者（または補助者）との対面での点呼が義務付けられています。その点呼の基本は変わりませんが、最近ではデジタル技術の進化により、IT点呼、遠隔点呼、自動点呼などの方法で、運行管理者や補助者を配置する必要があった点呼業務をシステムで一部代替することができるようになってきました。

さらに今回「運行管理業務の一元化」により、複数営業所の運行管理業務全般を集約し行うことができるようになりました。

◇点呼の種類(概略)

対面点呼

運転者が営業所や車庫など決められた場所で運行管理者（または補助者）と対面でアルコール測定結果、健康状態、日常点検結果、運行経路の確認、所持品、連絡事項などの確認を行ないます。また、やむを得ない場合を除いて、乗務前、乗務後共に対面で行う必要があります。

IT点呼

Gマークを所有している事業所間をテレビ電話でつないで運行管理者とドライバーを疑似対面点呼を行う方法で、遠隔地との点呼が出来ます。スマートフォンやタブレット、PCなどを使用して、リアルタイムに点呼を実施します。運輸支局へ申請必要。

遠隔点呼

本人確認や情報共有の確実性を担保する高度な点呼機器・システムを用い、当該事業者の営業所間や車庫間、グループ企業の営業所間などで点呼を行えます。遠隔点呼はIT点呼と異なり、Gマークを所持していなくても一定要件を満たした環境で可能です。運輸支局へ申請必要。

自動点呼

運転者が「ロボット」や「システム」を介してセルフ点呼ができます。現在は条件付き、かつ業務後点呼限定で、管理者がいない状態での無人点呼が可能です。（対面点呼に相当しますが、運行管理者の非常時対応は必要です）運輸支局へ申請必要。

◇運行管理業務の一元化 運輸支局へ申請が必要で

複数の営業所を持つ運送事業者において、運行管理業務を集約して行う営業所と、集約される側の営業所を定め、運行管理業務を集約営業所にて一元的に行なえます。

下記の業務等が可能と見込まれます。

☑運行前に関すること

1. 乗務員台帳の作成や管理
2. 乗務割の作成
3. 運行指示書の作成、経路の調査
4. 交代運転者の配置判断と実施

☑運行中に関すること

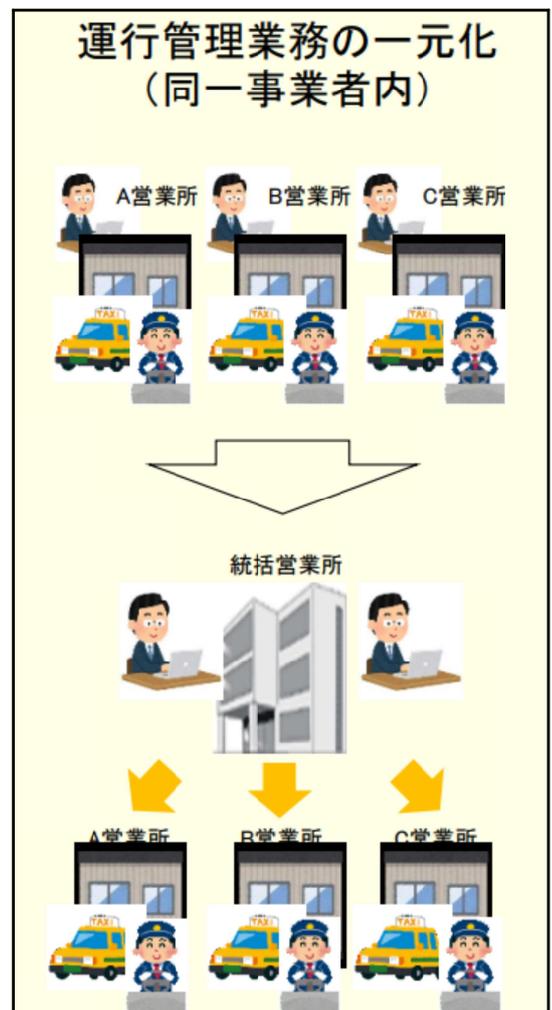
1. 異常気象時の指示
2. 運転者の疾病、疲労、その他の理由に伴う指示
3. 運行指示書の内容変更に伴う追加指示
4. 中間点呼、業務中途点呼の実施
5. 事故の記録

☑運行終了後に関すること

1. 遠隔点呼の実施
2. 乗務記録の管理
3. 運行記録計による記録の管理

☑その他の管理に関すること

1. 乗務員に対する指導監督
2. 乗務員の労務管理
3. 乗務員の健康管理
4. 適正診断の受診指導
5. 休憩・仮眠施設の管理
6. アルコール検知器の常用有効保持
7. 補助者に対する指導監督



「運行管理業務の一元化実施要領」運行管理業務を効率化し運行管理者と運転者の負担を軽減するため、統括する営業所の運行管理者が他営業所に所属する運転者の点呼、運行指示業務を行うための国交省が定める機器・システムの使用や、運用上の遵守事項等の要件の概略を下記にお示します。

「運管業務の一元化」は、集約営業所の運行管理者が、被集約営業所の業務のうち、輸送安全規則第20条に規定されている運行管理者の業務を行うこと。

①運行管理業務の一元化の実施方法

1. 一元化を行う事業者が、集約および被集約営業所を管轄する運輸支局に事前に届出が必要。
2. 事業の種別ごとに行い、種別を跨いだ運行管理業務の一元化は行えない。
3. 集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、集約営業所の保有車両に加え、被集約営業所の保有車両の総数を足し合わせた人数が必要。
4. 被集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、被集約営業所の保有車両に応じた人数。
5. 一元化実施要領に基づき集約営業所が行った運行管理業務は、運輸規則第48条、安全規則第20条の規定に適合するものとなる。

②機器・システム要件

1. 一元化する運行管理業務ごとに情報を電磁的方法で保存し、運行管理者が確認できるよう、集約営業所、被集約営業所で保存した情報の共有方法を明確にする。

(全ての業務を集約していただく場合)

- ①乗務員台帳 ②乗務割 ③運転基準図・運行指示書 ④点呼結果 ⑤事故の記録 ⑥乗務記録 ⑦デジタル式運行記録計等による位置情報の記録 ⑧指導監督の記録 ⑨労務管理 ⑩運転者の健康に関する記録 ⑪適性診断の結果 ※電磁的方法は、パソコン等に作成されたデータの他、紙データをスキャンしPDF化することや、写真にして保存することをいいます。
2. 車両の運行に係る一元化は、被集約営業所の全車両に対し、随時車両の位置情報の把握ができる装置を備え営業所間での共有を行う。
3. 点呼業務の集約は、遠隔点呼を行い、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法に基づき点呼を行う。
4. 運行中の運転者と随時連絡が取れる機器。
5. 運転者の個人情報の保存、共有は他人に推測されにくいパスワードを設定し、定めた者以外が閲覧できないよう個人情報の保護を行う。
6. 一元化に使用する機器が故障した場合は、内容や発生時間など電磁的な記録が出来ること。

③運用上の遵守事項

1. 一元化を実施する範囲は、被集約営業所が管轄する地域的特性の把握や運転者とのコミュニケーションが十分に行われることを考慮し設定する。
2. 集約営業所での運行管理業務が困難になった場合は、被集約営業所の運行管理者が被集約営業所において運行管理を実施できる体制を整える。
3. 集約営業所の運行管理者は、地理情報や道路交通情報等、一元化を行う運行区域の必要な情報に基づき業務を遂行する。
4. 集約営業所の運行管理者は、被集約営業所に所属する運転者と事前に面談し、十分コミュニケーションを取ることが必要。
5. 被集約営業所の運行管理者は、集約営業所において適切に管理が実施されていることを定期的に確認。集約営業所の運行管理者に助言を行う。
6. 施設や備品、アルコール検知器の常時有効保持は、管理主体(集約もしくは被集約営業所の運行管理者の何れか)を事前に決めておく。
7. 事故発生など緊急事態が発生した場合は、集約営業所の運行管理者と被集約営業所の運行管理者の間で状況を共有し、被集約営業所の運行管理者が現地の対応を行うなどの体制を整える。
8. 乗務員台帳の記載事項の健康に関する記録など、運転者の個人情報を取扱う場合は、事業者が対象者に同意を得る必要がある。
9. 一元化を実施している事業者は、運輸支局長に届出した内容と実態に差異がないか、要件に適合しているか定期的に確認し、差異や要件に適合していない場合は、変更の届出や改善を図ること。
10. 一元化の実施に関する必要事項、集約営業所、被集約営業所および集約業務等を運行管理規程に明記し周知する。
11. 国交省から運行管理業務の一元化について、状況等の調査依頼があった場合は対応する。

④運輸支局等への届出

1. 一元化を行う事業者は、実施予定日の10日前までに、集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長に様式1の届出書を提出して下さい。
2. 提出した様式1の内容を変更する事業者は、変更在先立ち、集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長に様式2の届出書を提出する。
3. 一元化を終了する事業者は、遅滞なく、集約営業所、被集約営業所を管轄する運輸支局長に様式3を提出する。

◆ 下請取引の適正化について

経済産業省および公正取引委員会から「下請取引の適正化について」下請法の遵守や取引条件の改善に関し、適正な措置を講じていただくよう要請がありました。下請取引に当たって、下請代金支払い遅延等防止法に従い親事業者が遵守すべき事項が定められています。

1. 親事業者の義務

(1) 書面(注文書)の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文内容、下請代金額、支払期日、支払方法等を明記した書面(注文書)を交付する。
- ・ 注文内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、2年間保存する。

(2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払い義務

- ・ 下請代金の支払期日は、物品等を受領した日から60日以内に、できる限り短い期間内に定める。
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、日数に応じ、未払金額に年率14.6%を乗じた額を遅延利息として支払う。

2. 親事業者の禁止行為

(1) 受領拒否

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒む。

(2) 下請代金の支払遅延

- ・ 支払期日の経過後、代金を支払わず支払を遅延する。

例：受け取った物品等の社内検査が済んでいない、社内の事務処理の遅れを理由に代金支払の遅延は禁止行為に当たります。

(3) 下請代金の減額

- ・ 下請事業者に責任がないのに、発注後に下請代金を減額する。(減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無は問わない。)

例：単価の引下げ改定に合意した場合、合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡って適用、手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払いにした場合に事務手数料として、下請代金から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずるのは禁止行為に当たります。

(4) 返品

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者には責任がないのに、物品等を受領後、下請事業者はその物品を引き取らせる。

(5) 買ったたき

- ・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金額を不当に定める。

例：労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く。

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁ない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置く。

親事業者の予算単価のみを基準に、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金額を定める。

多量の発注を前提として下請事業者に見積りさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金額を定める。

短期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せず通常の対価より低い下請代金額を定める。このような行為は買ったたきに該当するおそれがあります。

(注) 買ったたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も公正取引委員会または中小企業庁ホームページからダウンロードしご覧いただけます。

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/pointkaisetsu.pdf>

(6)物の購入強制・役務の利用強制

- ・正当な理由なく、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させる。

(7)報復措置

- ・下請事業者が親事業者の違反行為を公正取引委員会または中小企業庁に知らせたことを理由に、取引数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをする。

(8)有償支給原材料等の対価の早期決済

- ・親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除する。

(9)割引困難な手形の交付

- ・下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付し、下請事業者の利益を不当に害する。

※商慣行、金融情勢を総合的に勘案して、指導基準を業種を問わず60日と変更されました。令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、60日を超える長期手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、親事業者に対し指導を行うと「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」が発出されています。

(10)不当な経済上の提供要請

- ・下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させ、下請事業者の利益を不当に害する。

(11)不当な給付内容の変更・やり直し

- ・下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更(納期の前倒しや納期変更を伴わない追加作業などを含む。)や下請事業者から物品等を受領後(役務提供委託の場合は役務提供後)にやり直しをさせ、下請事業者の利益を不当に害する。

(参考)令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

令和6年10月1日「手形等のサイトの短縮について」について

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241001_tegata.html

◆物流革新2025 — 物資流通効率化と チェックポイント 改正貨物自動車運送事業法 改正の概要

○物資流通効率化法 → 荷主・物流事業者間の商慣行を見直し、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上を図るための規制が行われるものです。

荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入等を行う
荷役時間の短縮	パレット標準化、入出庫の効率化資機材の配置、積卸し施設の改善を行う
積載率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約等を行う

一定規模以上の 特定事業者 に対し、効率化取組み計画や報告を義務付け、不十分な場合、国が勧告・命令を行います。特定事業者のうち 荷主には物流統括管理者の選任が義務付けられます。

○貨物自動車運送事業法 → 多重下請を是正、実運送事業者の適正運賃收受のために改正。

- ・運送契約の締結等の際して、提供する役務の内容やその対価(附帯附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む)等について記載した書面交付が義務付けられます。
- ・元請事業者に、実運送事業者を記載した実運送体制管理簿の作成が義務付けられます。
- ・下請事業者への発注適正化について努力義務を課し、一定規模以上の事業者が発注適正化管理規程の作成、管理者の選任が義務付けられます。
荷主払い運賃は実運送業者の運賃とし、下請利用の手数料は荷主側精算で交渉します。

実運送体制管理簿のイメージ

事例：トラック事業者X運輸

- ・保有台数:50台 ・常時利用する下請事業者の保有台数:50台
- ・荷主3社(食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社)

(※):法律上、実運送体制管理簿として記載が義務付けられる事項

実運送体制管理簿(機械メーカー丙社)

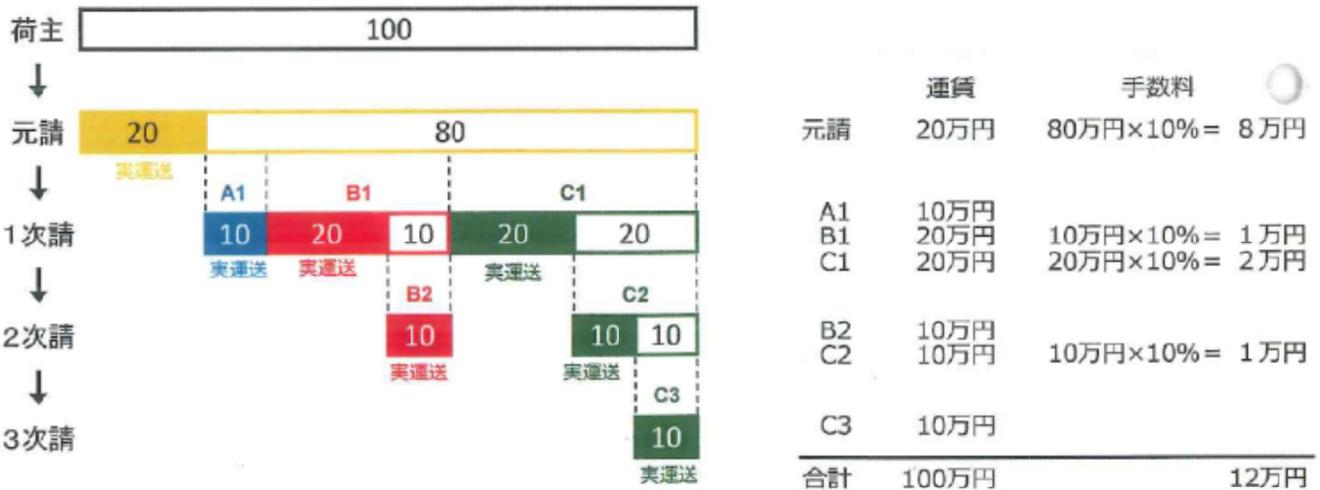
実運送体制管理簿(製紙メーカー乙社)

実運送体制管理簿(食料品メーカー甲社)

積込日	運送区間(※)	貨物の内容(※)	実運送トラック事業者の名称(※)	請負階層(※)	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	〇〇工場～小売店ア	食料品 × 10トン	X運輸	-	11-11	〇〇	
2/1(木)	〇〇工場～卸売店イ	食料品 × b箱	X運輸	-	11-12	〇〇	
⋮							
2/1(木)	〇〇工場～小売店ウ	食料品 × c個	A運輸	1次請け	11-13	〇〇	
2/1(木)	××工場～倉庫エ	食料品 × dケース	B運輸	2次請け	11-14	〇〇	
⋮							
2/2(金)	〇〇工場～小売店ア	食料品 × eトン	X運輸	-	22-11	〇〇	
2/2(金)	××工場～卸売店イ	食料品 × f箱	X運輸	-	22-12	〇〇	

トラック運送業における運賃及び下請け手数料收受の流れ (イメージ)

事例 荷主と元請Xが、荷物100t・運賃100万円の運送契約を締結した場合



- 元請事業者は、実運送体制管理簿の作成により把握した下請次数を考慮した金額を考慮して、荷主に対し運賃精算交渉。(※)
(※) 運賃の精算は、荷物の運送が完了した後に行うことも可能。
- 管理簿の作成を継続することで、下請次数を一定程度見通すことができるようになることから、荷主との運賃交渉段階においても、実運送事業者が收受すべき運賃を考慮した金額を荷主に請求。

【参考】標準貨物自動車運送約款(平成2年運輸省告示第575号)(抄)

(運賃、料金の收受方法)

第三十一条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金の額が確定しないときは、その額算額の前渡しを受け、運賃、料金の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

2 (略)

◆ 飲酒運転を撲滅しましょう

ドライバーはお酒を飲んだら絶対に運転をしてはいけません。忘年会シーズンになりお酒を飲む機会が増えている事はないですか？ 乗務前は 前日から飲酒は控えているはずのトラックドライバー。にもかかわらず... 残念ですが、事業用トラックによる飲酒事故が毎年全国各地で発生しています。

あらためて**飲酒運転撲滅を誓いましょう。**

乗務の際には、重要な安全管理の一つであるアルコール検知器によるチェックを徹底してください。

さらに チェックだけでなく、

- ・ドライバーに対する定期的な飲酒関連の教育は、繰返し行って下さい
- ・また、アルコール検知器が適切に活用されているかどうかを実際に確認しましょう

STOP! 飲酒運転



検

**アルコール検知器の導入だけでは、
飲酒運転防止にはなりません。**

◇乗務前点呼、乗務後点呼における【飲酒/酒気帯びの有無】は、目視で確認。さらに、必ずアルコール検知器を用いて確認を行って下さい。

※遠隔地との電話点呼の際は、聞き取り確認を忘れずに行ってください

点呼記録簿には 飲酒/酒気帯びの有無の確認記録を必ず残して下さい

- ・飲酒運転を引き起こした場合、厳しい行政処分が下されます。

飲酒運転に対する行政処分

事業停止
車両使用停止処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
3日間の事業停止

「飲酒運転は絶対にしない、させない」 飲酒運転を撲滅しましょう

◆ 大雪予想の道路は予防的通行止めが行われます

雪道において、自力走行不能車両が一台でも発生すると、長時間の渋滞や通行止めにつながります。雪の予報が出された際は、渋滞や通行止めを考慮し運行ルートや日程の見直しをご検討ください。

冬季の運行は、必ず冬用タイヤを装着し、タイヤチェーンを携行してください。特に雪道を走行する際にはチェーンの装着が必要な場合に備え、装着の事前訓練を行っておいてください。

冬用タイヤについてはスタッドレス表記（国内表記）又はスノーフレークマーク（国際表記）が表示されているものを全車輪に装着。チェーンは駆動輪への装着が必要になります。

一軸駆動車、連結車、空荷状態、年式の古い車両については、積雪路等において特に立往生が発生しやすい傾向にあるので注意が必要です。



冬季の大雪予測の際は、予防的通行止めを行うことが、各道路管理者から発表されています。高速道路の場合は、並行する一般国道や、接続する他の道路会社が管理する高速道路等においても通行止めを躊躇なく行なうとされていますので 気象予報と道路情報に注意 が必要です。

なお、通行止め区間は、引き返す道路や迂回路の確保、他で発生する渋滞を考慮し、降雪区間だけでなく降雪のない区間を含めた広い範囲での通行止めが行われる可能性が高いです。

会員事業所様も、降雪時の延着や運行中止とする場合があることを、事前にお取引先と協議いただきますようお願いいたします。運送事業者は安全確保が最優先であることをお示し下さい。

◆ 大型自動車の適切なタイヤ脱着・管理作業

トラックの車輪脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。

日頃から、道路運送車両法の規定に基づき、適切なタイヤ脱着、正しい点検・整備を行いましょ。タイヤ脱着・作業手順を動画でご覧下さい。



劣化したホイール・ナットの使用・タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切にされてなかったことで、車輪脱落事故が起きています。

整備管理者の責任者のもと 日常点検を励行し、運行前に 左後輪のホイールナットに緩みがないことを「ホイールナットマーカー」「点検ハンマーの打音検査」により確認をお願いします。

<適切なタイヤ脱着作業手順>



ホイール・ナットのワッシャが円滑に回転するか、軽く押し当て手で回して確認してください。



ホイール・ナットとワッシャのすき間にも必ず潤滑剤を塗布してください。

<適切なタイヤ保守管理作業手順>



タイヤ脱着後、50km~100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます。



ホイール・ナットに緩みがないか、マーキング、インジケーターによる目視確認か、点検ハンマーによる確認を行います。